

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 今井 光子				
年 月 日	2020年5月27日			
年会費名	建設政策研究所2020年度会費			
相手方	特定非営利法人 建設政策研究所			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など</p> <p>機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2800円	11000円+振替手数料203円=11203÷4(4人で分担)=2800円	10
	合計 2800円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：建設政策研究所定款、「建設政策」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 建設政策研究所

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を北海道札幌市中央区南 8 条西 16 丁目 2 番 20 号コーポ前川 1F 北海道建設厚生協会内、及び大阪府大阪市中央区釣鐘町 1 丁目 1-1 AK レズィデンス 501 号室に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、災害・環境破壊を起こさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推し進め、国民と労働者・中小業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動
- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報・資料バンク
- (4) 出版・宣伝活動

- (5) 講演・講師活動
- (6) 研究集会・シンポジウム
- (7) その他、目的達成に必要な活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 団体会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体

(2) 個人会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人

(3) 賛助会員

この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(入会)

第7条 会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

- 2 入会を希望する者は、理事会の認証を得て会員となることができる。但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、附則で別に定める会費（会計年度途中入会会員を含む）を一口以上納入する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき
 - (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
 - (4) 定款に違反したとき
- 2 前項第3号、第4号については理事会の議決により決定する

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納められた年会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
 - 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことができる。
 - 3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。
- 3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌握する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。
- 3 専務理事は理事会の決定に基づき、事務局を総括し日常業務を処理する。
- 4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から審議・実践する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

第 17 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

第 5 章 総会

(構成)

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 19 条 総会は、以下の事項について議決する。

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 決算報告 | (8) 委員会の新規設置 |
| (2) 事業報告 | (9) 会費の金額 |
| (3) 監査報告 | (10) 定款の変更 |
| (4) 中期計画及びその変更 | (11) 解散 |
| (5) 事業計画及びその変更 | (12) 合併 |
| (6) 予算計画及びその変更 | (13) その他運営に関する重要事項 |
| (7) 役員を選出及び解任 | |

(開催)

第 20 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 20 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の既定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 21 条 総会は、第 20 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 20 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の既定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面ま

たは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第22条 総会は、会員総数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員各々1団体1名と数える。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第21条第3項の既定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に既定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第24条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の既定により表決した会員は、第22条(定足数)、第23条第2項(議決)、第25条第2号(議事録)及び第37条(定款の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の内容及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人3人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会等

(理事会の構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 27 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会の運営に関する事項は別に定めることができる。

(運営会議)

第 28 条 理事会の決定を実践するため、運営会議を設置する。

- 2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び事務局理事で構成し、必要に応じて他の役員を加えることができる。
- 3 運営会議は本条第 1 項の業務に加え、各委員会の連絡・調整を図る。

(委員会)

第 29 条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。

- 2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。
- 3 各委員会の委員長は委員の互選とする。
- 4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。
 - (1) 編集・出版委員会は、定期的な機関誌・紙類、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、などを行う。
 - (2) 研究委員会は、情勢分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会（プロジェクトチーム）の編成及びテーマの分担、研究方法及び発表方法の検討などの研究マネジメントを行う。

(研究会)

第 30 条 必要に応じて、第 29 条第 4 項第 2 号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会（プロジェクトチーム）を置くことができる。

(専門家等の委嘱)

第 31 条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。

- 2 研究会に関する事項は別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (4) 研究及び事業に伴う収入

(3) 寄付金品

(5) その他の収入

(予算)

第 33 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。

- 2 前項の既定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第 34 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり、翌年の 10 月末日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 37 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 38 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散(合併及び破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第42条 この定款に疑義が生じた場合は理事会の解釈に随う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。

- 2 この定款が既定する以外の事項は理事会が決し、総会の事後承認を得ることとする。

附則

(附則)

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	永山 利和	理事	椎名 恆
副理事長	荒井 春男	同	関口 偵雄
同	江澤 和治	同	田中 政広
同	大塚 紀章	同	谷野 洋
同	坂庭 國晴	同	塚原 信介
同	清水 謙一	同	筒井 等
専務理事	辻村 定次	同	福嶋 実
理事	荒川 隆男	同	古澤 一雄

同	今井 拓	同	丸山 信二
同	後藤 英輝	同	三楠 正廣
理事	山田 規世		
監事	深見 勝治	同	藤好 重泰

3. この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 12 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 34 条第 1 項の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 10 月末日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 団体会員 1 口 1 万円
 - (2) 個人会員 1 口 5 千円
 - (3) 賛助会員 1 口 5 万円
7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が継承する。
8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与の既定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。
9. 2009 年 7 月 2 日一部変更

建設 政策

—特集—

町場の仕事を考える

5 2020
No.191

- ◇ 小特集 ベトナム建設事情 技能実習生の母国を訪ねて
- ◇ 建設政策研究所2020年度第1回研究委員会 (2020.3.27) 講演から(抄録) 國學院大學労供研究会事務局長 本田一成氏(國學院大學教授) 建設産業における労働者供給事業の現状と課題



政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2020年6月18日他			
年会費名	奈良県統計協会特別会員 (団体) 2020年度会費			
相手方	奈良県統計協会			
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的) は会則第3条のとおり (事業) は同第4条のとおり (会費) は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究	5000円	20000円×1/4=5000円	19
	合計 5000円 (100%充当)			
備考	特別(団体)会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則(部分コピー)、定期刊行物の表紙(コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県統計協会会則

昭和 2年	2月 12日	総会議決
昭和 23年	8月 5日	改正
昭和 24年	3月 5日	一部改正
昭和 28年	2月 7日	全面改正
昭和 29年	2月 26日	一部改正
昭和 30年	8月 25日	一部改正
昭和 31年	2月 26日	一部改正
昭和 34年	10月 1日	一部改正
昭和 39年	4月 24日	一部改正
昭和 45年	5月 22日	一部改正
昭和 50年	5月 13日	一部改正
昭和 51年	5月 27日	一部改正
平成 4年	3月 25日	一部改正
平成 8年	3月 19日	一部改正
平成 8年	4月 1日	一部改正
平成 9年	3月 19日	全部改正
平成 17年	4月 1日	一部改正
平成 18年	3月 17日	一部改正
平成 30年	6月 1日	一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会 員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員を選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。

3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。

4 理事は、各市統計協会会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。

5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事長は、常時会務を掌握し、会長及び副会長を補佐するとともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。

5 監事は、この会の会計を監査する。

6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。

3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で開催を決議したとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
 - (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

- 2 理事会は、次の場合に随時開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
 - (3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附議する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

- (1) この会の解散
- (2) 財産の処分
- (3) 会則の改廃

(書面表決等)

第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければ

ばならない。

(剰余金及び残余財産)

第28条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則（第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正）

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則（第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正）

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則（第4条、昭和39年4月24日一部改正）

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正）

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（第9条、平成4年3月25日一部改正）

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正）

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（第8条、平成8年4月1日一部改正）

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日全部改正）

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日一部改正）

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表 1)

奈良県統計協会支部一覧表

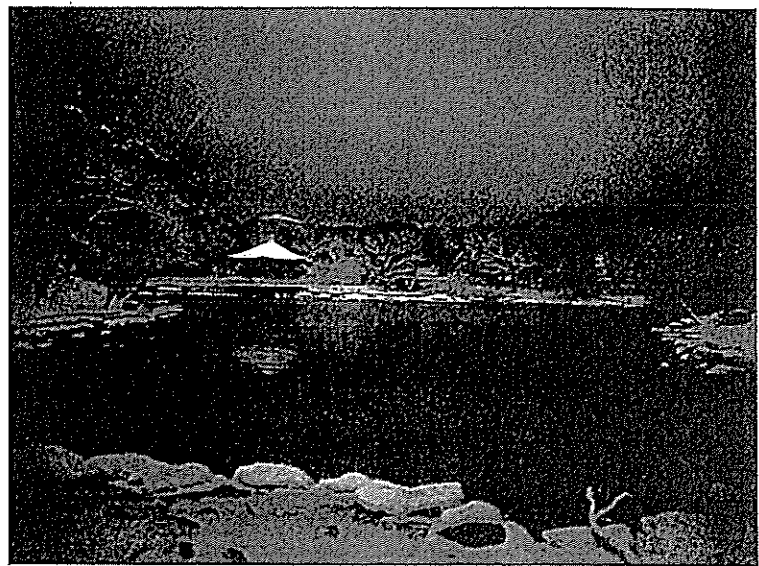
支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

統計レポート

2020年1月号
No.333

特集

- (1) 平成28年度奈良県県民計算経済の概要
- 建設業、製造業等の持ち直しにより、実質で+2.3%と3年ぶりのプラス成長 -
- (2) 家計消費の動向
- 平成30年家計調査(奈良市)の結果から -
- (3) 平成30年工業統計調査結果確報【奈良県結果】
- (4) 在学者・卒業者数及び卒業後の状況
- 文部科学省：令和元年度学校基本調査の結果(速報)から -
- (5) 奈良県の賃金・労働時間・雇用の動き
- 平成30年毎月勤労統計調査地方調査結果から -



奈良県統計協会

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 今井 光子				
年 月 日	2020年7月29日			
年会費名	奈良自治体問題研究所2020年度会費			
相手方	奈良自治体問題研究所			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	県や市町村の施策や調査報告、研究者や団体の研究・調査報告を収集し、解明、自治体への提言をもつぱら行う研究所であり、同会の資料、報告、提言、発行物はすべて政務活動に活用			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 別紙、規約の「総則」のとおり、「自治体問題、地域問題に関する調査・研究および学習」をすすめる</p> <p>◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムの定期的開催 研究所機関誌「奈良の住民と自治」の発行(月1回刊)</p> <p>◆参加者の状況 定期的に行われる講座、シンポジウムなどに参加 「奈良の住民と自治」の購読と資料の活用</p> <p style="text-align: center;">情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2020年度会費	3600円	奈良自治体問題研究所年会費	29
	合計 3600円 (100%充当)			
備考	添付資料：機関誌「奈良の住民と自治」表紙、規約(コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

ならの住民と自治

NO. 328 2020・7・15

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F
奈良自治体労働組合総連合内 ☎ 0743-55-3060
《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126
《郵便振替口座》：00920-0-91468 奈良自治体問題研究所
《ホームページ》：<http://naraitken.sub.jp>

第62回自治体学校 Zoom分科会・講座等

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本年7月に予定していました「第62回自治体学校 in 広島」の代替措置として、8月に「第62回自治体学校 Zoom分科会・講座等」が実施されます。

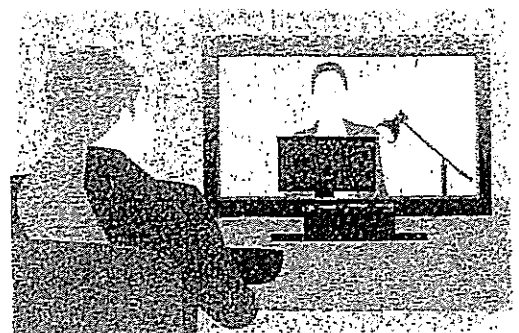
全体会（宮本憲一氏の記念講演、岡田知弘理事長の特別報告）はDVD視聴となり、分科会・講座についてはZoomミーティングとなります。既に申し込みが始まっていますので、参加を希望される方は、自治体問題研究所（全国研）のホームページからお早めに申し込みください。

奈良自治研は集団受講します

奈良自治研は、Zoomを利用されない方等のために、奈良自治労連事務所をお借りして集団受講をすることにしました。

次ページのとおり12の分科会・講座がありますが、集団受講する分科会・講座は、○太字で書かれている7分科会・講座です。

全体会の記念講演、特別報告を受けて分科会・講座が構成されていますので、集団受講を希望される方も事前に記念講演、特別報告を聞かれる方がいいです。自治体問題研究所（全国研）のホームページから、全体会DVD＋分科会テキスト（会員2000円）をお早めにお求めください。



受講日は、8月1日（土）午前・午後、2日（日）午前・午後、8日（土）午前・午後、9日（日）午後
集団受講は、有料、1回500円です。

奈良自治労連事務所は広くはないため、三密を避けるため人数制限をする予定です。

受講は先着順、会員優先です。

7月27日～30日の間に、城（090-5881-5126）までお申し込みください。

全体会DVD＋分科会テキスト（会員2000円）は事前にお求めください。

マスク着用、飲み物等持参、ゴミ持ち帰り厳守

* 奈良自治労連事務所には、来客用駐車場はありません。公共交通機関か、城ホール駐車場又は三の丸駐車場（有料）など周辺駐車場をご利用ください。

住所は、大和郡山市北郡山町246 大和ビル305（大和郡山市役所から北へ数十メートル、3階への階段は入口正面ではなく、建物中央の階段でない）と事務所に着きません。 Tel. 0743-55-3060

自治体学校に参加しましょう

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い一堂に会した形での開催とはなりませんでした。逆に、安価で多くの分科会・講座に参加できることになりました。一流の講師の講演をたくさん聞けるチャンスですので、ぜひご参加ください。事前に自治体問題研究所のホームページをご覧ください。

奈良自治体問題研究所規約

第一章 総則

第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山市内におく

第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
- (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域・まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方財政等、住民生活に関わる諸問題について
- (3) 講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
- (4) 研究所報『ならの住民と自治』の発行
- (5) 『住民と自治』誌の学習と普及
- (6) 目的を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
- (7) その他前条の目的を達成するための事業

第二章 会員

第4条 会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 目的に賛同し、これを援助する個人または団体

第5条 会費は次のとおりとする

- (1) 正会員、個人会費は月300円（『住民と自治』誌併読は800円）
団体会員は月101,000円
- (2) 賛助会員 個人、団体、年額105,000円

第6条 入会の承認は理事会において行う

第三章 役員等

第7条 研究所に、次の役員をおく

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 若干名 |
| (3) 常任理事（内1名は事務局長） | 若干名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

第8条 役員は総会で選出する

- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない

第9条 この研究所に顧問をおくことができる

- 2 顧問は理事会において推薦し、総会において承認する
- 3 顧問は随時理事会に出席して意見を述べることができる

第10条 この研究所に研究員をおくことができる

- 2 研究員は、理事会において選任し総会に報告する
- 3 研究員は、随時理事会に出席して意見を述べることができる
- 4 研究員は、その専門性を生かして研究成果を、研究所ニュースや諸事業で発表する
- 5 研究員には、必要な費用を支払うことができる

第四章 事務局

第11条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく

- 2 事務局員は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する

第五章 会議

第12条 総会は最高の決定機関で、正会員で構成する

- 2 総会は次の事項を議決する

- (1) 年間の事業（活動）計画
- (2) 予算および決算
- (3) 役員を選出および承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他、必要と認める事項

- 3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる

- 4 議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する

- 5 30名以上の会員の請求があった時は、臨時総会を開催しなければならない

第13条 理事会は役員（監事をのぞく）で構成し、総会の方針に基づき事業の執行を決定する

- 2 理事会は、理事長が招集する

第六章 会計

第14条 会計は会費およびその他の収入をもって充てる

第15条 監事は会計を監査し、総会において監査結果を報告する

第16条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

第七章 規約改正および運用

第17条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正することができる

第18条 この規約の施行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる

付則

この規約は、2018年1月27日より施行する

2000年 1月29日 制定

2001年 1月27日 一部改正

2006年 1月28日 一部改正

2011年 1月15日 一部改正

2018年 1月27日 一部改正

第11号様式の3 (第5条関係)

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2020年8月4日他				
政務活動先	自宅(ズームによるオンライン研修会)				
研修名	女性都道府県議員の会研修会(島根県開催)				
参加者	都道府県女性議員他				
参加目的	過疎地における「持続可能な地域づくり」を主なテーマに関係分野の研究者、行政関係者の講義をオンラインで受講				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	コロナ感染拡大のため、直接参加ではなくズーム会議(オンライン)に自宅で参加 受講の要点と学んだことは別紙のとおり これからの議会質問等に活かす				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
				円	
				円	
				円	
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	5440円	内訳:参加費		27
合計 5440円 (すべて政務調査)					
備考	添付資料: 会議案内文書(オンライン集会になる以前のもの)、持続可能な地域づくり(提出資料)表紙コピー、受講報告				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

全国都道府県女性議員研修会にオンラインで参加しました

2020年08月05日

今井 光子

全国都道府県女性議員研修会（島根）に参加。現地に行く予定でしたがコロナの感染の広がりでのオンライン会議参加に変更しました。

1日目（8月4日）

岩本悠氏（13時～15時） 島根県教育魅力化特命官。一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム共同代表

廃校寸前だった隠岐郡海士町にある島前高校を見事に立て直した立役者（東京都出身）。

著書：「流学日記」「未来を変えた島の学校（共著）」等

藤山浩氏（15時～17時） 持続可能な地域社会総合研究所所長。元県職員。県職員時代は中山間研究センターの研究者として過疎高齢化の島根県の可能性を研究。内閣府まち・ひと・しごと創生本部有識者委員、総務省「『田園回帰』に関する調査研究会」委員、国交省「集落地域における『小さな拠点』形成推進に関する検討会」委員など多数。

著書：「田園回帰1%戦略―地元にと仕事を取り戻す―」「『小さな拠点』を作る」等

島根でいま人口急増が知夫里島とのこと。

2日目（8月5日）

田中輝美氏（9時～10時30分） ローカルジャーナリスト。島根に住み、島根に軸足を置いて地域から発信を続ける。元山陰中央新聞社記者。

著書：「地域で働く『風の人』という選択」「ローカル鉄道という希望」「関係人口をつくる」等

寺本英仁氏（10時30分～12時） 島根県邑南町職員。邑南町の食材を生かした町づくりを進めるため、地域おこし応援隊制度を利用した「耕すシェフ」制度を創設。A級グルメの町づくりを通して、邑南町の町おこしを進める。

著書：「ビレッジプライド」

風土とは風の人、よそから来た人と、土の人＝そこで生まれ育った人が一緒に作り上げていくもの。町役場職員の寺本さんの話は、実践に裏打ちされていて面白い。

以上

女性都道府県議員の会研修会（島根県開催）

日 時：2020年8月4日～5日

場 所：島根県松江市県議会議員別館（松江市内中原町40：島根県庁裏手）

会 費：1万円（懇親会費は別途）

研修テーマ：地方の時代～過疎という言葉が生まれた島根の取り組み～

<日程>

8月4日13時～

1、岩本悠氏（13時～15時）

島根県教育魅力化特命官。一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム共同代表
廃校寸前だった隠岐郡海士町にある島前高校を見事に立て直した立役者（東京都出身）著書「流学日記」「未来を変えた島の学校（共著）」等

2、藤山浩氏（15時～17時）

持続可能な地域社会総合研究所所長。元県職員。県職員時代は中山間研究センターの研究者として過疎高齢化の島根県の可能性を研究。内閣府まち・ひと・しごと創生本部有識者委員、総務省「『田園回帰』に関する調査研究会」委員、国交省「集落地域における『小さな拠点』形成推進に関する検討会」委員など多数。著書「田園回帰1%戦略―地元にと仕事を取り戻す―」「『小さな拠点』を作る」等

3、懇親会：18時～ ※宿泊は各自で予約して下さい。

8月5日9時～

4、田中輝美氏（9時～10時30分）

ローカルジャーナリスト。島根に住み、島根に軸足を置いて地域から発信を続ける。元山陰中央新聞社記者。著「地域で働く『風の人』という選択」「ローカル鉄道という希望」「関係人口をつくる」等

5、寺本英仁氏（10時30分～12時）

島根県邑南町職員。邑南町の食材を生かした町づくりを進めるため、地域おこし応援隊制度を利用した「耕すシェフ」制度を創設。A級グルメの町づくりを通して、邑南町の町おこしを進める。著書「ビレッジプライド」

6、海士町現地調査（14時～8月6日）※希望者のみ、詳細は別紙

しまね自治研

「持続可能な地域づくり」を支える 「診断」と「設計」とは？

～地域データの活用手法と今後の地域進化の視点～



「持続可能な地域づくり」に思いを馳せる
～益田市匹見町の(三つ子山)から見た中国山地～

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2020年9月26日他				
政務活動先	自宅(オンライン講座を受講)				
研修名	NPO 法人登校拒否、不登校を考える全国ネットワークオンライン講座				
参加者	登校拒否、不登校に取り組む、子らの保護者、教育関係者など				
参加目的	子らの登校拒否、不登校の問題についての研究の到達を知り、その対応等について探る。議会質問に活かし、議員の相談活動に活かす。				
内容、結果等 ※研修受講の効果 を明記のこと	<p>不登校・ひきこもりは“見守る”だけでは決して解決しない。お母さん方が悩んでいる間にも、子どもたちは苦しんでいるという指摘など、不登校支援のあり方、不登校、登校拒否カウンセリングの取組などの実践とその教訓に学び、子どもたちの不登校・ひきこもりの早期解決を目指した取り組みをすすめる。</p> <p>精神科医師、法律の専門家などの講義を聞き、学んだが、1回の聴講にとどめず、繰り返し学んでいきたい。</p>				
研修参加に要した 経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
				円	
				円	
				円	
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	3220円	内訳:参加費		43
合計	3220円 (すべて政務調査)				
備考	添付資料: 参加記録(レポート) - 講座内容の詳細を含む				

NPO法人登校拒否、不登校を考える全国ネットワークオンライン講座

2020年9月27日
県議会議員 今井 光子

2020年09月26日（1日目）

午後から、申し込んでいた登校拒否不登校のオンライン講座を受講しました。全国大会が開けなかったのもその記念講演を聞かせていただきました。

第1日目は高岡健先生、精神科の医師で岐阜県の子供専門病院（希望ヶ丘こども医療福祉センター）の先生です。

<講演内容要旨>

無駄な時間が大切。子どもは本来たくましいもの子どものたくましさ信頼することがすべての基本。周りが安心の環境を作ることですべてが解決する。大人の心が穏やかならたくましさが増す。

コロナで大変な中、堂々と不登校を続けていることは先駆者。休校前と同じ事業を録画しただけの学習より、親から子供への文化の伝承が大事。

ゲームの有用性 ゲーム上手はヒーロー。チャレンジの耐性。子どもの世界の共通言語が身につく。離れた友人と一緒に遊ぶことができる。してはいけないこと 親が主体で決める約束 学習の成績と結び付けるゲーム機を隠す。子どもの部屋に入って子どもの名前を呼ぶ（ゲームでだれとしているかわからないのに名前を相手に知らせることになる）

不登校とは子供が学校になじめないことではなく、学校が子供になじめない。不登校のサポートは、安心して不登校のできるが校と社会を作る。マイクラフト教材は、海外では授業に使われている。社会性では学校より社会のほうが広い。

子どもに声をかける言葉が見つからないときは、親は自分の趣味を楽しむ。

障害は個人の中に存在するのではなく、と社会の間に存在するかべであると言われましたがなるほどと思いました。また発達障害と知的障害は異なるという意見があるがそれは間違い、身体障害、知的障害がありそのあとから自閉症が加わった。著書には「発達障害をめぐる世界の話しよう」。

2020年09月27日（2日目）

講義1 J.T生命誌研究館 中村桂子先生の「命について。」

生き物と機械の違い。生き物は、だれかと比べたり競ったりせず、ただただ子孫をの超すために必死で生きています。機械は便利がよく、手が抜ける、思い通りになる。人間は手がかかる、手がかかるところに喜びがあって関係性ができる。知らないところに面白さがある。すべて知っているのは機械の世界。

喜多市では小学校農業課があって、1年中農業を考えて育てている。先生は地域のお年寄り。つながりの中で自分がいる。人とのつながり生き物とのつながり。想像する力、分かち合う力、世代を超える助け合い。生き物は環境の影響で変わっていく。どんな社会を子供らに残せるかが大事。

講義2 「子供が主人公 不登校と自己肯定感」 多田元（弁護士）

ユニセフの子どもの幸福度調査で日本は37番目世界ワースト2。

川崎市の子どもの権利条約 27条 居場所の保障 子供にはありのままの自分である事休息して自分を取り戻す。自由に遊ぶ、活動する、安心して人間関係をつくることのできる居場所が保証されている。

子どもの権利条約 子どもの生きる固有の権利と発達の保障 7条

生き方の固有性は今の学校教育の中では無視されている。学校の環境に合わない子どもが自分らしさを確保するための自己肯定、自分らしく生きる固有の権利。

弱い者いじめ、いじめられるのは弱いからだろうか、弱いことは悪いことではない。大地震、大津波などだれも一人では防げない、人間は弱いもの。しかし協力し合える力がある。優しさがあるからこそ文化を作ることができる。人権という大切なものを培ってきた。

いじめとはやさしさを見失った人が起こす。人としてのやさしさを失わなければ独りぼっちではない。

人と比べて自分を見失ったりすると独りぼっち。あるがままの自分を受け入れる。自分なりに生きる自分をほめてやる。

今回の講座は大変勉強になりました。

(了)

第11号様式の8 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会参加)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2020年9月4日				
政務活動先	TPP プラスを許さない全国共同行動 Zoom オンライン集会				
会議名	TPP プラスを許さない全国共同行動 Zoom オンライン集会				
参加者	TPP 関連協定などの十分な国会審議、国民への説明を求める個人、団体員 (Zoom オンライン集会:定員200名)				
参加目的	種子法、「命の水」を守る、地球温暖化について現状を把握し、各地の取組から学ぶ。				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	<p>コロナ感染症の拡大の中で Zoom オンライン集会として取り組まれた学習集会に自宅から参加</p> <p>今、もてはやされるグローバリズムで人々の暮らしは豊かになるのか、利潤追求第一の経済は、持続可能な地球とは相いれず、早晚変質を迫られる。不正義、不公正への怒りが「運動」への駆動力になるとの講師(斎藤幸平氏)の講演に納得。これからの議会質問等に活かす</p>				
会議参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	宿泊費		内訳:		
	参加費	1550円	内訳: オンライン集会参加費		4/
合計	1550円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料: 集会のチラシ、プログラム(コピー)				

注 会議に関する資料や会場の写真等を添付してください。

オンライン集会

グローバリズムは私たちを幸せにするのか!? Part 4 — 奪いあいの経済から分かちあう未来へ —

日時：2020年9月5日（土）13:30～16:30

主催：TPP プラスを許さない!全国共同行動

プログラム

開会・司会 飯沼潤子（日本社会連帯機構）

あいさつ 市村忠文（全国共同行動共同事務局）

講演：「大分岐の時代と社会運動」／斎藤幸平さん（大阪市立大学准教授） 50分

（休憩 5分）

各地の運動からの報告（各15分）

1) 種子法廃止と種苗法の改正は一体のもの

堀井 修さん（日本の種子を守る会、新潟県・百姓）

2) 浜松市 水道民営化は中止じゃなかったの？水道民営化を断念させよう！

池谷たか子さん（浜松市の水道民営化を考える市民ネットワーク事務局長）

3) ダイベストメントによって地球温暖化対策を求める市民運動

横山隆美さん（350.org 日本支部代表）

（休憩 10分）

講師と報告者によるディスカッション（参加者からの質問も含む）

閉会

参加者の皆さんへ

- ・本集会はZoom ウェビナーを使って行います。皆様から直接、音声での質問・ご意見をお受けできません。お使いのパソコン画面の「チャット」を使って書き込んでお送りください。なお、時間の関係ですべてにお答えできない場合は、ご了承ください。
- ・本集会は録画をして、後日、アクセス方法を皆様にご連絡をいたします。なお、その際にアンケートもお願いいたしますので、ご協力ください。
- ・本集会の録画や資料について、拡散はご遠慮ください。

Part 4

グローバリズムは私たちが幸せにするのか?

-奪いあいの経済から 分かちあう未来へ-

9.5  オンライン集會
◎18:30-19:30 1,000 円 (学費税込)  定員 200名

プログラム

講演者

「大分岐の時代と社会運動」

斎藤幸平さん (大阪市立大学准教授)

講演者の活動からの抜粋

- ① アプリビタブルの急激な普及に促される「電子権利制度」「経路決定型契約」の課題
斎藤さん (日本の子どもを守る会、新築民・高野)
- ② 本選開演を期とし、地域の「公共」を守る運動
斎藤さん (松本市の未来設計を考える市民ネットワーク)
- ③ ギベイスメント「贈与引当額」によって地域経済を活性化させる仕組み
松本健司さん (JPO Japan)

講演者と観客によるディスカッション



主催 TPP プラスを許さない！全国共同行動

TPP 廃止国民会議 (連絡先: 公益財団法人 TPP 廃止国民会議) / TPP フォーラム 人権・健康 (TPP フォーラム)
STOP TPP 市民アクション (連絡先: 全労連)

お問い合わせ先
03-5566-2724 (受付時間: 午前10時～午後5時) / 03-5233-8133 (全労連・他社)
ホームページ

https://npo.thp-jmds.com / Facebook ページ https://www.facebook.com/thpplus

お申し込みは
こちらから
お願いします

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 今井 光子					
年 月 日	2020年5月12日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年3、4月 (NO. 110) (129700 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400 枚)				
発行目的	2月定例奈良県議会の提案、議論 (質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・ 県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案。 ・ 不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の修正提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・ 発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321 円	117300 枚分×1/4	6
	印刷代	関西共同印刷所	67100 円	129700 枚分×1/4	8
		合計 157421 円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年3、4月号 (No.110)				

注 発行した広報紙を添付してください。

「コロナ禍」国民の苦難を解決に努力

日本共産党県議団が調査、論戦、申し入れ

2月県議会

検査体制の抜本的強化と感染拡大を防止 太田あつし議員が代表質問

太田あつし議員は代表質問で新型コロナウイルスについて、県内での感染の件数が3月1日の時点で99件(厚労省発表は88件)と急増し、少なからず感染して医療機関で診られるという現状の憂念が寄せられていることを紹介し、知事の

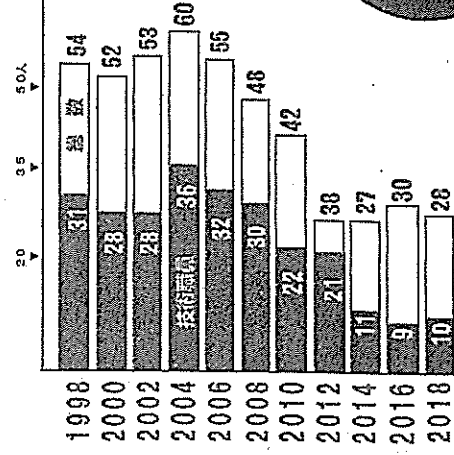


認識を問いました。知事は「検査は医師の指示で行うことであり、知事が言うことではない」と検査機関の拡大には賛成しませんでした。太田議員は「県内では1日1件しか検査できない状況であり、検査機関の拡大を訴えるべき」と責めて知事に求めました。また、観光産業への影響について2月の宿泊予約がキャンセルされ3月・4月の予約も半減し、土産物屋などの商店の売り上げも大幅に落ち、県内の中小企業の経営を危ぶむためさらなる金融支援を知事に求めました。知事は、経費削減を

受けるなど迅速に対応していくと答えました。また太田議員は、知事の指示で昨年取り組まれた「政治意識調査」について「国民の意思や内心の自由を踏み込み行政で中立性に反するもの」と主張。結果の公表を取りやめるべきと知事に呼びました。知事は「質問に作成してもらった内容であり、意図のある資料を委

と述べました。

新型コロナウイルスのPCR検査は現在、すべて奈良県衛生研究所で行われており、検査要員の不足が深刻化しています。検査要員の不足が深刻化していることについて、20年間に検査で半減、検査の技術者は3分の1に減っています(左グラフ参照)。何か新たな取り組みは検討ができるかどうか、不安です。抜本的な人員や機器的拡充が求められます。



奈良県衛生研究所のPCR検査技師の減少状況(1998年～2018年)

今更、消費税は減税すべきです

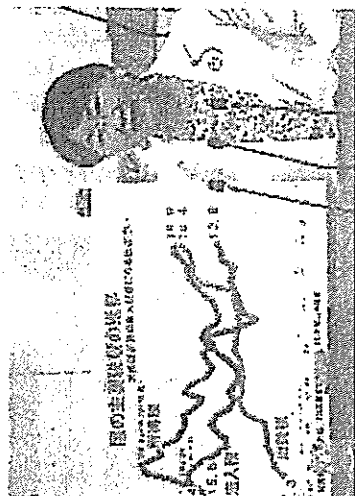
今井光子議員が一般質問

今井議員は「消費税10%増税で新型コロナウイルスの影響で、観光客の激減や製造業では原材料が入らないなど深刻な影響が出ている。中小企業からは、これ以上の負担はできない、負担は無理との切実な声を聞く」と述べ、「消費税増税を緊急に5%に引き下げよう」と求めると述べました。

と述べました。

また、政府によるいっせい

増税倒産という話は聞かない、引き下げを求める考えはない、知事



休校で営業所のない子どもたちの他、非常勤、日々雇用の教師、給食関係者など取入が途絶え、住居の不安がもたらすために、市町村などの意見を十分に聞くべきと今後の対応について問いました。吉田博弘教育長は、「市町村との連携を密にして対応していきたい」と答え、今井議員は重ねて「先の見えない不安のなか、大企業は強いられている子どもたちのために、学校図書館などの開放を求めたのに対して、吉田教育長は、感染拡大のリスクを抑える対応の下での図書館の開放にいいのではないかと、前向きな姿勢を示しました。

平群町で計画されているメガソーラーについて今井議員は「2000戸もある住宅街の上手に、甲子園球場12個分という大規模な開発など、実施主体は福岡市の資本金10万円の会社で住居説明会では資料すら配付されず、災害が起きた時に大丈夫か、など住居の不安が広がっている」と、設置時のルールを作るよう農林部員に求めました。平群町におけるメガソーラーは県内の善目の規模であると同時に、住宅街の上手の開発は県内初めてのことであり、住環境に大きな影響を及ぼすことがないように規制する仕組みが必要です。

営業を守れ！命と健康を守れ！

と述べ、対策を求めました。

日本共産党は新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、国民の苦難を解決するため、各地分野での聞き取り調査活動や

行政への申し入れをおこなっています。共産党奈良県議会議団は2月27日、経済産業省に経済支援策の強化を、厚生労働省に検査・保健体制の強化を申し入れました。中国など海外からの奈良観光客が激減するなか、市内の旅館・ホテルや東大寺門前の土産物屋さんから聞き取った営業への影響と金融支援を求める声を政府

政府要望



日本共産党 奈良県議会だより

2020年 4月

NO. 110

日本共産党奈良県議団
県会議員 山村さちほ
県会議員 今井光子
県会議員 小林てるよ
県会議員 太田あつし

630-8501 奈良市登大路町30番地5号
TEL 0742(2)75291 Fax 0742(2)71492
Eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

共産党県議団が提案する予算の組み換え

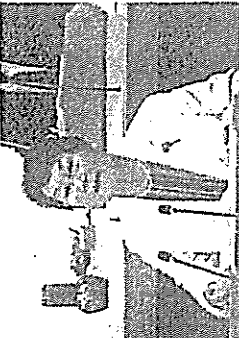
見直しを求めた主な事業

- ・大企業向け企業立地補助金 ……10億円
- ・大和川治水 ……約7000万円
- ・京和自動車道大和北道路 ……2億5000万円
- ・マイナンバー制度関連 ……2億円
- ・県アジアカンファレンスアライアンス ……約9000万円

実施を提案した主な事業

- ・子どもの医療費・福祉団体の窓口負担なし(病金無料化) ……11億円
- ・大学生むけ給付型奨学金 ……1億2000万円
- ・後期高齢者医療費助成 ……1億円
- ・介護保険利用者負担軽減 ……1億円
- ・国民健康保険の窓口負担軽減 ……1億円
- ・学校給食の地産地消 ……1億円
- ・商店街のリエニューアル事業 ……1億円
- ・住みワイドーム助成 ……1億円
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 ……1億4000万円

20億円(県当初予算の約25%)を
これに充てたい



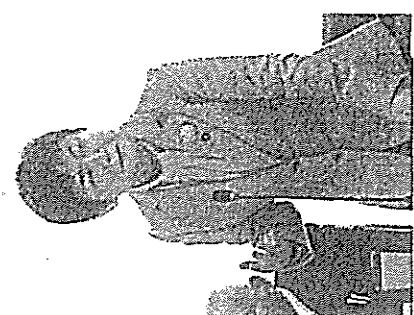
日本共産党県議団は議会最終日、新年度予算案の組み替えを提案。小林照代議員が提案趣旨説明(写真真)を行いました。

不要不急の大規模事業や県民合意が得られていない事業を見直し、大企業向けの企業立地補助

日本共産党県議団 予算の組み換えを提案

当初予算額00・25%の切実な県民要求を現

PCR検査体制の拡充求める 山村幸穂議員が予算委員会で論戦



厚生労働省は感染警戒が1-1に達するまで奈良県内に入院患者を500人、重症患者90人、外来患者400人を推計しています。奈良県内の帰国者・接触者

外来は8病院、PCR検査で大きな検査体制研究センターの所をめぐり、1日24件の検査が可能で、職員4人

でPCR検査。このままでは対応できません。

山村幸穂議員は予算委員会でこの10年間で保健研究センターの人員が約20人削減され、予算は半減していることを指摘し、人員増や機器の購入、さらには民間検査機関にも依頼するなどして検査の体制を抜本的拡充を求めました。

また、病床削減ありきの国の政策を批判するとともに、早急な入院体制の強化を求めました。

地域医療連携部長は「入院体制は感染症指定病院24床に加え、その他の病床40床を確保したとことなえ、福祉医療部次長は「職員をあらたに1人配置するとともに、PCR検査機器を購入、最大30件/日の検査が可能」と述べました。

こうした現状であるにもかかわらず、急性期の病床を削減する「地域医療構想」をすすめています。山村議員は、ベッドの削減を中止して、県民の命を守る体制を強化すべきと訴えました。

「奈良公園への高級ホテル建設」「理不尽な高校再編」の裁判が判決

奈良公園に建設中の高級ホテルをめぐる、周辺住民が「ホテル利用者だけが公園地を使用することは、公園を一般に開放する」として知事が出した設置許可の取り消しを求めた裁判で、奈良地裁は住民側の訴えを退ける判決を言い渡しました。住民側は控訴する方針を明らかにしています。

一方、平城高校生徒名が同校の閉校を決定した条例の取り消しと損害賠償などを求めた裁判は、条例取り消しの訴えは退けたものの、損害賠償を一部認める画期的な判決となりました。

県教育委員会が判決を受け、理不尽な高校再編のあり方を見直すとともに、生徒・保護者など関係者へ誠意ある説明を行うべきです。



共産党県議団は4月2日、新型コロナウイルス感染症の罹患懸念で休業する国保被保険者への療養手当金を支給する条例改正を、市町村が速やかに行えるよう、国保財政を管理する責任をおっている奈良県が、市町村を支援するよう求める申し入れ(写真真)をおこないました。奈良県社会保険推進協議会もこの日、同趣旨の要望書を提出しました。

なお、市町村の取り組みは奈良県が把握し、厚生労働省にまとめて報告することになっています。



核兵器廃絶被爆者署名推進奈良県民の会発足
「会役員と会発足記者会見」

県内に住む被爆者や被爆二世の人も含めてこのほど、「核兵器廃絶被爆者署名推進奈良県民の会」が発足。奈良県にあった被爆者団体「わかさの会」が解散してからの再発足です。被爆者署名推進の母体となります。

同会の主なメンバーが知事と懇談(写真真)し、同会の発足を知らせ、県内での署名推進について意見交換をおこないました。

新型コロナウイルス感染症被爆者への療養手当金を支給して県に緊急要望

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 今井 光子					
年月日	2020年8月11日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年7、8月 (NO. 111) (129700枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案。コロナ危機の第2波に備え、PCR検査など検疫体制を強化し、県民の営業と暮らしを守る経済支援強化を求める議会内外の取組を紹介。 ・不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の修正提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 ・県営水道料金の引き下げを求める議会論戦、地方議会での意見書採択の状況を知らせ、県の対応を求めた。 読者の意見を求め、議会論戦に活かす。				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321円	117300枚分×1/4	33
	印刷代	関西共同印刷所	69575円	129700枚分×1/4	36
		合計 159896円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年7、8月号 (No.111)				

注 発行した広報紙を添付してください。

重要活動

県議団体の
新型コロナウイルス
感染拡大防止対策の推進を求め
る奈良県対策本部 知事への要
望活動に同行。知事と工夫を要
望の要請を求めています。

新型コロナウイルス禍・愛宕の苦難軽減のため全力で 取り組んでいます

愛宕災害義援金

2020年
7月豪雨で九州地方を中心に大きな被害がでました。すでに既報に
でて救援義援金を訴えたくさんの
方から募金が寄せられました。

コロナで子どもへの影響は？

項目	数
コロナで子どもへの影響は？	3,078
コロナで子どもへの影響は？	1,538
コロナで子どもへの影響は？	3,274
コロナで子どもへの影響は？	2,273
コロナで子どもへの影響は？	1,703
コロナで子どもへの影響は？	1,113
コロナで子どもへの影響は？	10

【山形県議会が示したバナー】 学校休業は夏休みの期間を超えて長期に及び、初めての経験に子どもたちのこころへの影響が心配。自分なりにケアの取り組みが求められます。

保健所体制の強化、減収を省も 医療機関への財政支援を 山村幸徳議員が一貫質問

山村幸徳議員は一般質問で、保健所職員がこの10年間で46%削減されたことを指摘し、PCR検査体制並みのために保健所体制の強化が不可欠と知事に迫りました。是非知事は従来外発の増収や保健所職員の増員を促すを求めました。

また、山村議員は県内医療機関の多くが、コロナ患者の受け入れに悩むと、受診待ちや感染予防対策などで減収している実態を示し「医療機関が倒産すれば医療崩壊となり県民の命が守れない」と県の支援を求めました。

知事は「医療機関の経営実態調査を行って、国に支援を求めて生きたいと答えました。山村議員はこの他、国立成育

公立公的病院の再編統合撤回を 削減になる地域医療構想は中断し 是置しを 小林代議員が代表質問

小林代議員は、代表質問で厚生労働省が想定する1ヶ月の必要病床に対し、6月17日現在、全国で0.7%しか病床確保ができていないと指摘。第2波に備えて十分な病床確保が必要とし、病床削減を前提とする「地域医療構想」により、県内ではこの3年間に400余りの病床が減少されており、今後更なる病床削減をすすめる「地域医療構想」の是置しを求めました。

あわせて、感染拡大指定病床を持つ9朝近い病院が公立・公的病院であり、厚生労働省が、奈良県の済生会3病院など400を超える公立・公的病院を名指しですすめる再編統合計画の撤回を国に迫るよう求めました。

新型コロナウイルス 第2波に備え、医療・検疫 体制の強化と経済支援を！

6月定例県議会では、国の第2次補正予算をめぐり、238議員の補正予算をめぐり議論が展開されました。日本共産党奈良県議会の議員は、議員の陣を陣けて議論しました。

県・検疫体制の強化を求めます。
6月定例県議会は、国の第2次補正予算をめぐり、238議員の補正予算をめぐり議論が展開されました。日本共産党奈良県議会の議員は、議員の陣を陣けて議論しました。

日本共産党 奈良県議会だより 2020年7月 NO.111

日本共産党奈良県議団
編集長 山崎 光彦
編集委員 山崎 光彦
編集委員 山崎 光彦
編集委員 山崎 光彦
編集委員 山崎 光彦

630-8301 奈良県大宮町美園2丁目1番地内
Tel 0742(27)5291 Fax 0742(27)1492
E-mail nraaker-jcp@orange.ocn.ne.jp

良政独自の医療提供体制をめざすという考えを示しました。同時に「国のやり方を断るものではない」として、公立・公的病院再編統合の検討も後述の考えを示しました。

小林議員は、このほか、事業所の閉鎖や中絶で大きな影響を受けた高齢者や障害者の実情を示し、県の支援を求めるとともに、コロナ禍のさまざまなシナリオ平等の取り組みや障害者政策などについて取り上げました。

良政独自の医療提供体制をめざすという考えを示しました。同時に「国のやり方を断るものではない」として、公立・公的病院再編統合の検討も後述の考えを示しました。

小林議員は、このほか、事業所の閉鎖や中絶で大きな影響を受けた高齢者や障害者の実情を示し、県の支援を求めるとともに、コロナ禍のさまざまなシナリオ平等の取り組みや障害者政策などについて取り上げました。

県営水道料金の引き下げができる

県水料金免除なら従量料金も引き下げができる

県下の市町村では、新型コロナウイルス感染症の影響から家計を支援するために、水道料金・並水料金を減免する対策が39市町村のうち27の市町村で実施されています。また、県自治体の負担軽減を行うために、県営水道料金を引き下げてほしいという要望が出されています。

5市町議会で県営水道料金の引き下げを求める意見書採択

市町村議会でも6月議会において「新型コロナウイルスの感染症拡大の影響に伴う県営水道料金の引き下げを求める意見書」が夫和高田市、大和郡山形市、橿原市、川内町、斑鳩町で意見書が可決されました。県下の自治体、議会の強い願いとなっています。

建設委員会で太田議員が減免制度創設を要求

あつし県議は建設委員会で「市町村の要望や意見書に添えたいため、県として水道料金の引き下げを検討すべき」と質問しました。県は、市町村が減免する部分については、県からの補填があることを理由に県水を引き下げるといふ県としての支援は考えていないと答弁。

また、奈良県水道用水供給条例には減免に関する規定がありません。奈良県では、紀伊半島大水害では県南部に広がったことから、減免に関する条例の規定を撤廃し、減免が必要になったことと、太田議員は、今回のコロナ禍を機に災害時を想定した減免制度を検討すべきときと求めました。

コロナ感染症防止・家計支援のため水道料金基本料金を免除に取り組んだ市町村

市町村	免除期間
奈良市	2か月分を免除
大和高田市	2か月分を免除
大和郡山形市	2か月分を免除
天理市	4か月分を免除
橿原市	1か月分を免除
井原市	2か月分を免除
條原市	2か月分を免除
所南市	2か月分を免除
斑鳩市	2か月分を免除
宇山町	2か月分を免除
平井町	3か月分を免除
三斑町	2か月分を免除
安川町	2か月分を免除
川西町	2か月分を免除
西条町	6か月分を免除
田原町	2か月分を免除
曾根町	3か月分を免除
葛城町	2か月分を免除
日香町	2か月分を免除
香取町	4か月分を免除
牧野町	4か月分を免除
寺阪町	3か月分を免除
合野町	3か月分を免除
野島町	6か月分を免除
十津川町	2か月分を免除
下北山村	4か月分を免除
上北山村	4か月分を免除
川上町	2か月分を免除
東吉野町	2か月分を免除



奈良市保育と教育の充実を求める会と新日本婦人の会奈良県本部が、学校説明にあたって、子どもたちの心に寄り添い、感染症拡大の防止に万全をつくじなしながら、今こそ子ども教育推進の実現を求め、県教育委員会に要望、日本共産党奈良県議員団全員が同席しました。



雇用調整助成金や労災保険の事務のため、職員はみんなフル回転。「専任だった仕事をやりきるために、正規職員をしっかりと増やしてほしい」と訴えられました。

新型コロナ

日本共産党県議員団 高校やハローワークを訪問

日本共産党奈良県議員団は、6月10日、県立高田高校とハローワーク大和高田に行き、感染症対策の支援を聞き取りました。

現在、睡魔化工事中の高田高校では、同校校長が、15日から一斉授業となり、通常授業では一密な状況は避けられない。市内の公共施設を借りて、講習講座等を実施していると説明しました。この間は、クラブ活動もすべて中止となり、受験に向けて生徒たちのモチベーションを保つため励ましているとのことでした。

ハローワークでは、雇用調整助成金の申請が、昨年10月だけのところ、今年6月10日時点で371件に

初めての事業所が申請の手続きをするため、1回当たり1時間の説明を5回もしなければならぬ。困らなは申請後、週間以内に支給するよう指示されているが、労災保険の手続きに時間がかかると、などの実情が明らかになりました。業種は、レンタル販売、自動車修理、飲食、理美容など多岐に及び、いずれも人材確保のための助成を求めていること。対応した職員は、「責任もつて仕事ができる正規職員を増やしてほしい」と願っていました。

この他、議員団では特別養老ホーム「あすなろ」、自立援助ホーム「ミサの森」、土庫病棟などを訪問し取り視察を行っています。

県立高校の普通科を希望する生徒 保護者の進学工夫が合点しない

今議会では、高校生と県外通学が全国で最も多いとをうけ、県立高校の定員増を求める請願が提出されました。

請願書が付託された委員会では、趣旨説明を求めましたが、議会で賛成議員が不足したため、請願者の県民は趣旨説明をするとはならず、第1議員団を率いた日本共産党の山村幹徳議員が委員会を趣旨説明。議員団の意向を伝えた。委員会を採択を求めましたが、賛成議員が不足したため、採択されず、議案が否決された。

県立高校の普通科を希望する生徒の進学工夫が合点しない。本会議では日本共産党と角素英良新生なら一部の議員が賛成賛成のしましたが、反対派が過半数を占めました。

文部から委員会を日本共産党が非賛議員委員会は賛成賛成の多量の年度に県立高校と賛成賛成の普通科定数が600名削減された一方、新設の県立高校が定数削減となるなど、県立高校の普通科定数が減少したとみて、県立高校の普通科定数を増やすべきと主張しました。

県立高校再編計画

請願する権利は県民みんながもつ基本的な権利です。このため、請願者の明確な連絡先と請願趣旨を明記すること、紹介議員が1名以上必要ということが規定される。どんな形式でも構わないこととされています。▼今回、県立高校問題での請願者は請願届を出と同時に「委員会での趣旨説明」の通告を出しましたが、議会運営委員会で請願者が認められずに、趣旨説明をおこなうことができませんでした。▼請願の内容は「県立高校が1人でも、賛成する議員の賛成に答えられないことでもできます。「県民に開かれた議会」を標榜する奈良県議会がこのことが認められないのは、県民に「開かれた議会」を標榜する奈良県議会として、議会の運営説明を請願者にと申し入れられました。

趣旨説明が請願者に

趣旨説明が請願者に

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 今井 光子					
年月日	2020年8月11日他				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより2020年7、8月号 (34000枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (31000枚) とポスティング、街頭配布等 (3000枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会での本会議質問、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2月定例県議会と6月定例県議会の本会議、委員会での質疑の内容を説明し、課題ごとの施策の方向性を提案。また、議案に対する各会派、議員の主張と態度を示し、意見を聴取する。 ・コロナ禍のもと、各種市民団体の対県申し入れに同席し、また、日頃の生活相談活動の中で聴取した県民の願い、要求を県対策本部に伝えた。 ・県議会に出された請願について議会で趣旨説明するのは請願者ではなく、紹介議員とされているが、今回、請願者が趣旨説明することを申請した。これが議運で否決され、従来通り、請願者ではなく紹介議員がおこなった。このことについて、議会改革の重要課題とするよう提起。改善を求めていることを知らせた。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	178200円	34000枚分	37
	新聞折込代	奈良産経企画	95480円	31000枚分	34
		※100%充当 合計 273680円			
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより2020年7、8月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

北葛だより

みっちゃんの宅配便

今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県会議員団
奈良市登大路町30 奈良県議会内 Tel:0742(27)5291
今井 光子 広陵町馬見北3-4-25 Tel&Fax:0745(55)8725

メールアドレス:miituko38@amber.plala.or.jp



コロナ後の社会、核兵器のない世界を

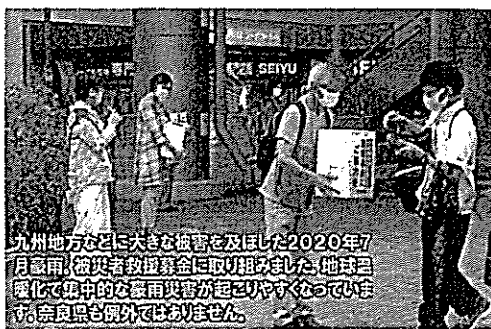
「生きている間に核兵器をなくしたい！」 ヒバクシャ国際署名推進奈良県民の会が発足しました

奈良県の被爆者の会は、解散したままありませんでしたが、今年2月2日、被爆者の方が高齢化する中で生きている間に核兵器をなくしたい、それを実現するために10名の被爆者と3名の2世を含む「ヒバクシャ国際署名推進奈良県民の会」が発足しました。

国連で可決した『核兵器禁止条約』は、現在39か国が批准を行っています。あと11か国が批准すれば核兵器禁止条約が発効します。唯一の被爆国・日本の政府が批准できるよう署名運動に取り組みます。ぜひご協力ください。



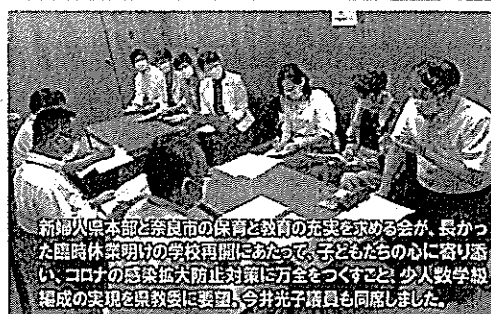
奈良県でのヒバクシャ国際署名推進について飛井知事と懇談しました



九州地方および大きな被害を及ぼした2020年7月豪雨被害者救援基金に取り組みました。地球温暖化で集中的な豪雨災害が起こりやすくなるのを奈良県も例外ではありません。



新編人恩本部は県対策本部に、コロナ感染症拡大による影響をうけた県民の仕事、暮らし、健康を守る支援の抜本的強化、ジェンダー平等をしっかりと取り組むことを要望、今井光子議員も同行しました。



新編人恩本部と奈良市の保育と教育の充実を求める会が、長かった臨時休業明けの学校再開にあたって、子どもたちの心に寄り添い、コロナの感染拡大防止対策に万全をつくすこと、少人数学級編成の実現を県教委に要望、今井光子議員も同席しました。

県民の苦難解決に全力で取り組んでいます

日本共産党県議団が34億円の前算組み替えを提案 全体の0.3%の組み換えで切実な願いを実現 新型コロナウイルス対策、子ども医療費助成窓口負担なしなどを提案

日本共産党奈良県議団は最終日本会議に、総額34億円の予算組み換えを提案しました。組み換え提案は不要不急の事業や県民の合意が得られていない事業予算を見直し、無駄な事業を削り34億円の財源を確保。新型コロナウイルス対策、子ども医療費助成窓口負担なしなどを提案。

他の議員の同意が得られず否決されましたが、新型コロナ禍のもと、対策のための財源に使った財政調整基金が底をつき、新たなコロナ対策に取り組みなしている、今現在の県予算の実情を見ると、日本共産党県議団の予算組み換え提案が注目されています。

◆見直しを求めた主な事業

- ・大企業向け企業立地補助金…▲10億円
- ・大立山まつり…▲約7千万円
- ・京奈和自動車道大和北道路…▲2億5千万円
- ・マイナンバー制度関連…▲2億円
- ・東アジア・ユーラシア戦略事業…▲約9千万円

◆実施を提案した主な事業

- ・子どもの医療費・福祉医療の窓口負担なし（完全無料化）…11億円
- ・大学生向け給付型奨学金…1億2千万円
- ・後期高齢者医療費保険料軽減…1億円
- ・介護保険利用者負担軽減…1億円
- ・国民健康保険の窓口負担軽減…1億円
- ・学校給食の地産地消食材の利用…1億円
- ・商店街のリニューアル事業助成…1億円
- ・住宅リフォーム助成…1億円
- ・コロナウイルス対策の推進…1億4千万円



「コロナ感染が心配な中で5月、甲斐館の手紙を頂きました。多くの女性の声を受けました。甲斐館では感染防止の細かい注意が、私が書いた中では、お気づきになりました。毎朝清掃に来て、マスクも消毒も、消毒も不足。国内で生産しているマスクも、品質も劣っています。国内で生産しているマスクも、品質も劣っています。国内で生産しているマスクも、品質も劣っています。」

コロナで暮らしが激変

新型コロナウイルスの拡大が社会を大きく変えました。日本共産党奈良県議員団は1月28日に奈良県にコロナ対策を要望。その日、奈良県で初めての感染者が出たとの報道がありました。

以来、県内の観光業者、ホテル・旅館をはじめ交通事業者、老人福祉施設、医療機関、文化・芸術・音楽関係団体などを訪問。コロナの影響などについて聞き取りをおこない、要望を聞きました。要望をまとめて奈良県の対策本部に4次の申し入れをおこないました。

奈良県の防災計画にはこれまで地震水害はありましたが感染症はなく、弱点を突かれたところでした。

2月県議会新型コロナで始まりコロナで閉会

2月26日開会日は初日に共産党も提案した「新型コロナウイルスの国の対策を求める意見書」が全会一致で可決。

3月25日閉会日には国の補正予算を受けた4億円の緊急補正（医療介護施設のマスク、障害児の放課後デイ、生活福祉資金貸付枠の増等）予算を可決しました。

奈良県議会コロナ対策協議会が発足

7回開催されました。コロナ対策で国の緊急補正が示される中、議会閉会中に知事からの説明を受け県議会の各会派が参加する協議会が開催されました。今井光子県議は共産党県議団に寄せられた要望を取り上げ意見を届けました。

- 1、PCR検査をもっと受けやすくするべき
⇒ドライブスルー方式や発熱外来、ファックス1枚で検査ができるなど改善
- 2、マスク、防護服、消毒液不足
⇒県が物資調達支援を作って対応
- 3、医療機関の赤字が深刻、福祉介護現場も大変
⇒県が突進支援、コロナ基金で支援
- 4、持続化給付金が届いていない、フリーランスも受けられるように
- 5、進捗所のコロナ対策、学校再開後の感染拡大防止のための抜本的対策（少人数学級編成など）を

まだまだコロナ感染は続きます、お困りのことはお気軽にご相談ください

新型コロナ・奈良県相談窓口 **0742-27-8561**
(24時間受付)

一般質問 消費税の5%への減税を求める



消費税が税のなかで一番比率が大きくなる見込みを示して質問

- 今井知事 「消費税増税後中小企業や個人商店が大変」。消費税で倒産など聞いたことがない。奈良はよくなったとみんなが言っている」。
- 今井知事 「誰がよくなったといっているのか」。
- 今井知事 「ちゃんと調べてエビデンスがあります。『もっとよくなる』奈良県予算を提案している」
- 今井知事 「所得の低い人に重い負担の消費税は引き下げるべき」。

6月県議会 コロナ対策の大型補正予算を決定

7月3日で奈良県議会が終了。国のコロナの緊急補正を受けて奈良県では238億円の補正予算を含む38議案が可決しました。今回は全議案に賛成しました。議場に提案した透明のボードが取り付けられマスクを外して質問できる環境を実現しました。

県民に開かれた民主的議会運営を提案

役員改選がおこなわれ、日本共産党県議団は

- ①議長・副議長の立候補制で選挙実施を求め、透明性の確保
 - ②会派の役員配分は公正公平に扱うこと
 - ③請願者が希望すれば付託された委員会で趣旨説明ができる
 - ④本会議場にループ式補聴器を導入することなどの実現を求めました。
- おこなわれた役員改選では議長に山本進幸議員（創生奈良）、副議長に乾浩之議員（自民党奈良）を選出。

今井光子議員は文教くらし委員 南部・東部振興対策特別委員になりました。

文教くらし委員会

真に魅力と活力ある高校校再編を

今年から高校再編計画がスタート平城高校、登美ヶ丘高校の募集停止で普通科定員が60.0名募集なし。県北部の高校の普通科に定員が偏り、県南部では特に統廃合の対象となった高校の定員が大幅に割れました。

2020年度公立高校の定員枠7605名に対し、実際の入学者は7045名。560人も少ない状況。入試では626名の子どもが落ちる経験をしました。県内の高校に通いたいニーズがあるのに、他府県の私学にいつている子らの数は3学年で約4200名。高校生生の県外流出率は全国1高い状況です。

文教委員会では県民のニーズと県の進める方向が合わず、もっと声を聴いて進めるべきと発言。教育長も検討していきたいと答弁しました。

南部東部対策特別委員会

コロナ禍の今こそ過疎の優位性」

野迫川村は学校の臨時休校をしませんでした。コロナは過疎の優位性を明らかにしました。

今こそ積極的に過疎の移住を進める対策や子どもの山村留学を進めるべきではないでしょうか。

県議会メモ

請願者による請願の趣旨説明がなぜできない

6月定例奈良県議会に「高校生の県外流出率全国ワースト1を改善するために県立高校の定員増枠を求める請願」が提出され、請願者が文教くらし委員会で趣旨説明をおこなうことの申請も提出。これまでに奈良県議会で、請願者による趣旨説明はおこなわれたことはなく、初めて実現するかと期待されましたが...

請願は県民の権利。請願しやすいように、紹介議員が1人以上、請願者（代表者）の明確な連絡先と署名、捺印が必要ということ以外は、細かい規定はありません。趣旨説明は紹介議員がおこなうのが通例です。それも5分間だけです。

請願の取り扱いを審議するのは議会運営委員会。請願者の趣旨説明をおこなうことに田本議員（共）と山本議員（創）が賛成しましたが、ほかの委員が反対。今回も、実現しませんでした。

この請願は、委員会で紹介議員となった山村幸徳議員が趣旨説明をおこない、採決の結果、否決。本会議では9名（共産党4名、維新の2名、創生ならの3名）が賛成しましたが、否決されました。

請願は、願いの強い請願者が説明するのが一番。県民の声をよく聞いて（趣旨説明をよく聞いて）、判断をするのが県民に開かれた議会であり、議員の役割のはず。請願者による趣旨説明をさせない議会は「県民無視だ」と言えるのではないのでしょうか

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 今井 光子

年月日	2021年1月13日他				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより (一般質問告知) 2020年11月号 (27600枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (27600枚)				
発行目的	11月定例奈良県議会での一般質問の内容を知らせ、議会傍聴・視聴を呼びかける				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・11月定例県議会でおこなう一般質問の日時と内容を知らせ、議会傍聴と奈良テレビ議会中継等の市長を呼びかける ・コロナ禍のもと、県がおこなった国保運営方針の見直しにおいて、保険料徴収強化、市町村からの県納付金の増額の詳細を知らせ、問題点と課題を周知した ・寄せられた意見などを議会質問等に反映する 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	100320円	27600枚分	84
	新聞折込代	奈良産経企画	85008円	27600枚分	83
		※100%充当 合計 185328円			
備考	添付資料: 「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより (一般質問告知) 2020年12月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

11月定例奈良県議会

今井光子議員 日本共産党 北葛城郡区 が 一般質問をおこないます

奈良TV中継や県議会インターネット配信を視聴してください
県議会はコロナ対策をきちっとしたうえで議会傍聴ができます
受付での検温、手指の消毒とマスク着用を必ず！

開会中の11月定例奈良県議会で、日本共産党の今井光子議員が一般質問をおこないます。

日時：12月9日 (水) この日②番目
午後2時頃から

※本会議は午後1時から。前の質問者の質問時間によって前後することがあります。

今井光子議員の主な質問

- コロナ禍のもと、軍事は何の役にも立っていません。核兵器禁止条約が来年1月に発効します。唯一の被爆国日本の政府は、条約に参加をして、核保有国に対する核兵器禁止の働きかけの先頭に立つべきです。条約発効を期に、奈良県も非核宣言自治体協議会に加盟して、核兵器廃絶の発信を積極的におこなうべきです。
- 奈良県の新たな環境計画に「脱炭素（二酸化炭素ゼロ）」を位置づけ、「2050年二酸化炭素排出ゼロ宣言」の表明を。
- 市町村に強制的な保険証の取り上げ、差し押さえなどの強行をせまる国保運営方針中間見直しは撤回し、国民皆保険の制度を守れ！（裏面参照）
- 介護保険制度がはじまって20年。家族の介護のために仕事をやめる「介護離職」は10万人/年、行き場のない要介護高齢者「介護難民」は数十万人。社会で介護を支えるんじゃなかったんですか？第8期介護保険計画の策定にあたっては非課税世帯の保険料利用料の減免制度を設けるべきです。
- 子どもは一人の人間として尊重され、意見を聞かれる権利があることを子どもの権利条約は決めています。子どもの権利条約を生かした奈良県の教育を進めるべきです。



みっちゃんの宅配便
今井光子の県議会報告

2020年12月5日
議会質問告知号
日本共産党奈良県会議員団
県会議員 今井 光子

これが国保県単位化「奈良モデル」事業だ！

コロナ禍のもと こんな時になぜ 健康とくらしを支える 国保制度（皆保険）を ズタズタに？

町は借金をしてでも県納付金を支払え！、滞納者には「資産調べ」「差し押さえ」で徴収強化を！=これこそ「酷保」。社会保障に逆行する奈良県国保運営方針の撤回を求めます

市町村ごとに運営されていた国民健康保険が県1つの国保に統合されてから3年。奈良県が「保険者」である市町村にかわり財政を管理し、運営は市町村がおこなうのが都道府県単位化（広域化）です。そして県は広域化6年後（いまから3年後）の「保険料統一」をめざしています。

各町の国保保険料は、統一保険料に近づけるために、毎年のように値上げされ続けています。

奈良県はこのほど、広域化の中間年にあたり「国保運営方針」の見直しをおこないました。市町村が足並みをそろえて国保料金の段階的値上げをすることに加えて、県への納付金を確保するために、「借金をしてでも納付金をおさめよ！」、「保険料徴収強化（取り立て強化）を断行せよ！」と市町村に大号令を発したのです。

新しい国保運営方針はどういうものでしょうか。

1つは、「借金をしてでも市町村は県への納付金をおさめよ！」というものです。

県内町村の保険料収納率は100%~94%（平成29年度・現年度分：奈良県「国民健康保険事業概要」より）とまちまちですが、現在、この収納率に見合う県納付金をおさめています。新方針では、格差を是正するとして「99%で納付額を算出する」としました。

すると当然、足りなくなる町村がでますが、「県が用意するから『借金してでも』払え！」というのです。借金をさげようとする、各町とも、保険料を上げて、かつ徴収を強化するかしか手立てはありません。住民負担増で対応せよというものです。

2つには、徹底した徴収強化を町村に実行させます。

滞納者に対して、

- ▲預貯金や給与差し押さえ、「タイヤロック」も行う
- ▲滞納に分納している場合は「原則1年以内」
- ▲今ある6ヶ月、3ヶ月の短期証はすべて「1ヶ月」に
- ▲保険料「減免要件」は災害、傷病、失業などに限定し、市町村独自のものは認めない というものです。

住民が運動し、築き上げてきた諸権利をことごとく突き崩し、法律に従って町村独自に決めてきた対策を、すべて壊してしまうものです。

全国では、払いたくても払えない高い国保料のため、保険証を取り上げられ、受診が遅れ重症化した事例が続出しています。コロナ禍のもと、病院がますます遠のき、命と健康が脅かされ、「不安」に陥れることになります。

コロナ禍で苦境に立つ自営業者や非正規雇用の住民をいっそう追い詰めることになるでしょう。

厚生労働省は国保事業について、「広域化後も自治体の判断が優先される」「町村独自の対策も問題なし」としていました。奈良県は法律にも、国の説明にもないことを市町村にやらせようとしているのです。国保が「酷保」に変質させられようとしています。皆保険を壊し、市民全体の社会保障に逆行する奈良県の国保運営方針は認められません。みんなで「やめて！」の声をあげましょう。

データでみる 北葛城郡 4町の国民健康保険滞納世帯数 資格証短期証発行状況

奈良県：2020年6月1日現在

町	国保滞納世帯数	滞納世帯割合	短期証交付数	資格証発行数
上牧町	196	5.9%	179	0
王寺町	76	2.5	34	10
広陵町	112	2.6	112	0
河合町	59	2.3	53	0
全 県	1,6452	8.8	7,547	197

●高額で払いたくても払えない国保料のため、全県の国保滞納世帯は16000世帯（8.8%）になります。このため減免申請をし、分割で支払うなど誰もが支払おうとしているのです。

4町の国保料（税）収納率（平成29年度：現年度分）

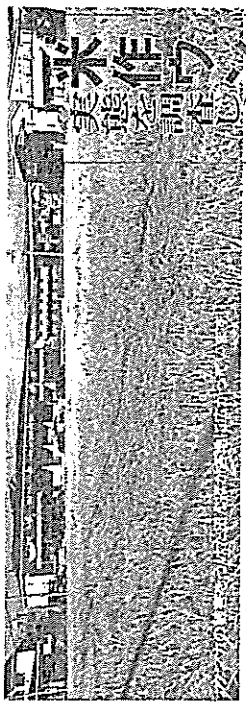
町	収納率（%）
上牧町	95.15%
王寺町	99.00%
広陵町	98.85%
河合町	96.06%

●99%で計算された納付額を確保するために、鬼の取り立てもやむなしと言うのでしょうか。

第11号様式の5 (第5条関係)

<p style="text-align: center;">政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)</p> <p style="text-align: right;">会派・議員名 今井 光子</p>					
年月日	2020年12月10日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年11月 (NO. 112) (129700枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療機関と中小企業の営業を守る対策の推進、さらには、平城宮跡広場へのハコモノ・体験交流館建設事業など不要不急の大型事業を見直して財政をねん出し、細かいところまで行き届くコロナ対策の推進にまわすよう提案した代表質問など9月議会における論戦を紹介、意見を求める。 ・核兵器禁止条約の発効を来年1月にひかえ、日本政府が条約の批准、調印するよう奈良県から求めることの大切さを、知事に進言、否決されたが、県議会に提案された「決議」を紹介した。 ・県下に広く広まったウンカ被害への対応について、現地調査、県への要望、議会論戦など共産党県議団の活動を紹介し、意見を求めた。 ・コロナ禍のもと、学生の生活支援、対面授業を拡大することについて大学当局と懇談をすすめ、学生がどのように生活しているかを紹介した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321円	117300枚分×1/4	68
	印刷代	関西共同印刷所	69300円	129700枚分×1/4	70
		合計 159621円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年11月号 (No.112)				

注 発行した広報紙を添付してください。



被害農家へ資金等支援を

日本共産党県議団 農家への聞き取りすすめ、県に要望

霜降り最盛期、害虫であるウンカによる被害が広がっています。日本共産党県議団は県内の農業関係者を訪問し被害実態を



被害農家への聞き取りを目的とした調査を実施

何うととも、県当局へ対策を申し入れました。「今年は収量が3分の1」「こんな被害は初めて」「早く刈れば青いし、遅ければウンカ被害が広がる。保険に入っている人は調査が終わるまで刈れない」など実態は深刻です。奈良県病害虫防除所は7月31日に「注意報」を発令しましたが、9月以降急激に被害が拡大したことをうけ、9月17日に第2報を発令しました。各市町村の水田100校を自主に調査した被害発生率は9月17日に22%、9月下旬に47%、10月上旬に52.9%となっています。「ウンカ被害が出始めた7月の時点で被害の散布をおこなっているが、現状把握の調査で広がらなかったのでは。注意報が出されたのは知っているが、現状把握の調査もなければ、薬剤散布などの対応もなかった」との声も出ています。



現地調査をする大田議員（大田町市内）

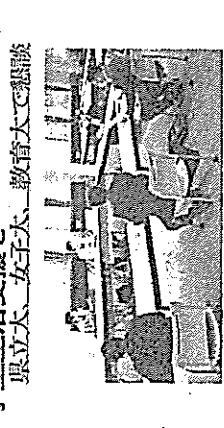
日本共産党県議団は10月7、8日、被害をうけた農家を訪問、要望を聞きました。15日には県病害虫防除所へ聞き取り。13日には被害農家への支援を求めて県担当部局に要望【と写真】。①被害実態を調査し把握する、②被害農家に資金をはじめとする総合的な支援をおこなう、③県として予防対策に万全を期すことについて求めました。

いのちと暮らしを守る 対策の拡充を 聞き取り、懇談に全力

特別支援学校のバス増車 一10月以降も継続に

特別支援学校の通学バスの過密化解消を目的に、国の予算を使って6校に7台のバスが増車されていきましたが、9月末で打ち切られることが問題になっていました。日本共産党県議団は支援学校に聞き取りを行うと共に、国会議員団とも連携し支援の継続を求めました。その結果、10月からも継続されることになりました。引き続き伺います。

大学での対面授業の実施拡大と 大学生生活支援を



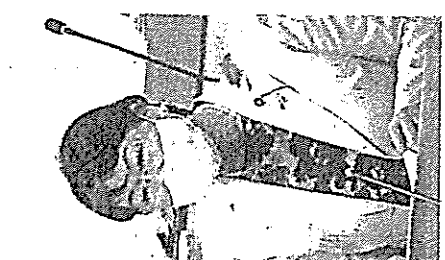
県立太女大、教育大で懇談

県内大学を訪問。コロナ禍での学生の様子、学生支援の取り組みなど、お話を伺いました。県立大学での学生へのアンケートでは、対面の授業を望む声とともに、通学時の感染リスクから、「通学したくない」という声もあり、学生が望むことの一つは、「友人に会いたい」ということでした。また、奈良女子大学では、下宿を引越かして実家に帰った学生もいることや、報告されました。また、各大学では授業料減免や学食を半額にするなど独自に学生生活を支援する取り組みも実施されています。そして、県や市に対して、安心して通学できるように、PCR検査を誰でも受けられるようにしてほしいと要望しているとのことでした。

県と市町村のコロナ禍の組織改善と、ハコモノ中心の観光振興の見直しを

今井光子議員は決算委員会等で観光振興のあり方について論議。中でも、欧米流の富裕層の誘致や、各種団体の会議誘致などを目的に設けられた「春假期ビジネスエッセイロー」について知事に質問しました。今井議員は「県が75%を出し荒井知事が理事長を務める組織だが、

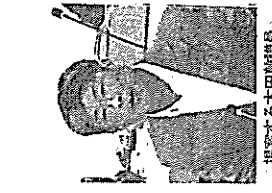
予算増やかない運営すべきな企画案、バウハラ懸念や職員の大量退職が問題になっている」と指摘し、事実に基づく適正な処分組織のあり方の改善を求めました。荒井知事は結局、弊分の必要は無いという認識を示しました。今井議員はこれ他、奈良県ハス



決算委員会質疑 今井光子議員

コロナ禍の災害対策強化、避難所の感染防止対策強化を求める意見書 大田議員が議員弁明 全会一致採択

近年多発する豪雨災害に当たり、新型コロナウイルス感染拡大の局面



では避難対策の強化が喫緊の課題です。県は今年4月、コロナ禍のも

とて災害が起きた場合、「三密」を避けるため通学より多くの避難所を叩くよう希望等と通知しましたが、避難所等における感染予防対策は県職員によってはつぎも、十分とはいえず、県において、新型コロナウイルスによる集団感染予防を想定し、避難所等の感染対策に對する予算措置など、更なる支援に取組むことを求める意見書を全会一致で可決しました。大田議員が議員弁明を行いました。

タミナル(45億円)、コンベンションセンター(130億円)、奈良公園内の公園「飛仙山(6)がやまこ園地(6億円)、なら歴史芸術文化村(100億円)など、こ

事業を掲げ、コロナ禍で県民の暮らしが大変な中、子どもの貧困や児童虐待などの問題が深刻化している。予算の使ひ方を重視すべきと、協議定に反対を表明すると。



政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 今井 光子					
年 月 日	2020年12月10日他				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより2020年11月号 (30600枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (27600枚) とポスティング、街頭配布等 (3000枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会での本会議質問、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月定例県議会と6月定例県議会の本会議、委員会での質疑の内容を説明し、課題ごとの施策の方向性を提案。また、議案に対する各会派、議員の主張と態度を示し、意見を聴取する。 ・ コロナ禍のもと、各種市民団体の対県申し入れに同席し、また、日頃の生活相談活動の中で聴取した県民の願い、要求を県対策本部に伝えた。 ・ 県議会に出された請願について議会で趣旨説明するのは請願者ではなく、紹介議員とされているが、今回、請願者が趣旨説明することを申請した。これが議運で否決され、従来通り、請願者ではなく紹介議員がおこなった。このことについて、議会改革の重要課題とするよう提起。改善を求めていることを知らせた。 ・ 寄せられた意見などを議会質問等に反映する。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	168300円	30600枚分	71
	新聞折込代	奈良産経企画	85008円	27600枚分	69
	※100%充当 合計 253308円				
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより2020年11月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

北葛だより みっちゃんの宅配便

今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県議員団
奈良市登大路町30奈良県議会内 TEL0742 (27) 5291
今井 光子 広陵町馬見北3-4-25 Tel&Fax0745 (55) 8725



メールアドレス: mituko38@amber.plala.or.jp

核兵器のない世界に大きな一歩 核兵器禁止条約 来年1月22日に発効

今井光子議員が提案
「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める決議」

奈良県議会は15対26で否決

自民、自民奈良、
維新、公明が反対

史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が2021年1月22日に発効します

2017年7月、国連で圧倒的多数の国々の賛成で採択された「核兵器禁止条約」は、10月24日に中南米の国・ホンジュラスが批准したことで50カ国となり、いよいよ発効します。核兵器のない世界への画期的な第一歩です。

これに先立ち、9月定例奈良県議会では、「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める決議」が提案され、日本共産党会派の今井光子議員が「全人類の幸福と世界の恒久的平和の実現を目指すため、唯一の被爆国である日本政府がいち早く批准を」と提案しました。「新政なら」会派の藤野良次議員と「創生奈良」会派の川口正志議員が賛成討論、自民党幹会派の15名の議員が賛成しましたが、自民党、自民党奈良、公明党、維新の会会派の26名が反対し、残念ながら、賛成少数で否決されました。

同決議では「ヒバクシャ国際署名推進奈良県民の会」の皆さんが各会派への賛同の要請行動をおこないました。また、本会議では川口正志議員が「核兵器廃絶を日本国民が訴えなくて、誰が訴えるのか。平和な世の中をつくらう」と熱を込めた賛成討論で、議員に賛同を呼びかけました。



決議を提案する今井光子議員

奈良県議会で否決されましたが、同趣旨の「核兵器禁止条約への署名や批准を日本政府に求める意見書」が県内の3市8町1村の12市町村で可決されています。(橿原市、生駒市、香芝市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、川西町、広陵町、王寺町、上牧町、大淀町：日本共産党奈良県議員団調べ)

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める決議 (案)

広島と長崎に原爆が投下され75年、核兵器を廃絶し、戦争のない平和な世界を実現することは、唯一の被爆国である日本はもとより、人類共通の願いである。しかし今なお1万数千発の核兵器が存在し、核兵器の拡散も懸念され、人類は大きな脅威にさらされている。こうした中で広島、長崎の被爆者を先頭に核兵器の非人道性・残虐性を告発してきた日本の市民運動が大きな役割を果たし、核兵器禁止を求める世論は世界を動かし、平成29年7月7日、国連で核兵器禁止条約が採択された。核兵器禁止条約を批准した国は、これまでに47カ国となり、あと3カ国が批准すれば、核兵器禁止条約は90日後に発効する。奈良県は昭和63年に国際文化観光平和県宣言を行い、奈良県議会は平成29年3月に全国でいち早く「核兵器廃絶を求める決議」を上げてきた。全人類の幸福と世界の恒久的平和の実現を目指すため、被爆国日本の政府が速やかに核兵器禁止条約の調印し、核兵器廃絶の推進的役割を果たすことを強く求めるものである。

以上 決議する。

令和2年10月16日

奈良県議会

▲今井光子議員が本会議で提案した決議案全文

9月定例奈良県議会決算委員会で論戦

県の予算は必要な人手を増やし県民のために使うべき

(裏面に続きます)

9月県議会で今井光子議員は決算審査特別委員会に入りました。奈良県の決算は、5600億円の予算に対して50億円もの繰越と不用額が生まれています。県庁の各職場では人手が足りていないのに、必要な予算が使いきれていません。収支は14億円の黒字決算になりました。県単独の大型宿泊事業が目立ち、住民の暮らしを守るために使われず16日の本会議で今井光子議員は決算の反対討論を行いました。賛成討論もなく他の会派は全員賛成で可決しました。

県が75%を出資、荒井知事が理事長のビクターズビューローの組織改替と、ハコモノ中心の観光振興の見直しを

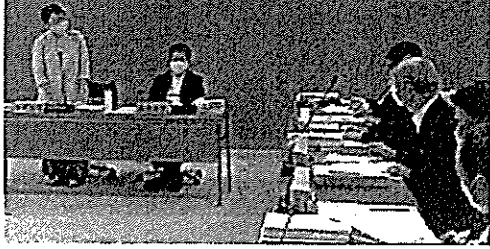
今井光子議員は決算委員会で観光振興のあり方について論戦。中でも、欧米豪の富裕層の誘客や、各種団体の会議誘致などを目的に設立された「奈良県ビクターズビューロー」について知事に質問しました。今井議員は「県が75%を出資し荒井知事が理事長を務める組織だが、定款に基づかない運営やずさんな会計処理、パワハラ疑惑や職員の大量退

職が問題になっている」と指摘し、事実に基づく適正な処分と組織のあり方の改善を求めました。荒井知事は終始、処分の必要はないという認識を示しました。

世界一美しい大 奈良県では全 統制だった、南米 国で破綻が続く大 ウルグアイのミヒ ケルが政界を引退 しました▼私た ちは発展するため 続ける荒井県政▼ に生まれてきたの ではない、幸せに なることこそ生業 としてきたのだ。 社会の進歩や発展 が人々の幸せにつ ながっていないな らそれを見過す時 期が来ています ▼コロナはグロー バルを追い続ける きた観光対策から 地元を見直す大き な変化を生みまし

の税金が使われて います。今回の決 算委員会では県民 数人に資料を包ん で穴が開くほど決 算書を読みました ▼賛成討論もなく 可決される決算。 税金は県民の幸せ のために使うべき です。

令和元年度決算に反対 県民のいのち、暮らしを優先すべき



決算審査特別委員会
で発言する今井光子議員

今井光子議員は奈良公園バスターミナル(45億円)、コンベンションセンター(120億円)、奈良公園内の庭園「瑜伽山(ゆうがやま)園地」(6億円)、なら歴史芸術文化村(100億円)など大型のハコモノ事業推進を指摘し、「コロナ禍で県民の暮らしが大変な中、子どもの貧困や児童虐待などの問題が深刻化している。予算の使い方を見直すべき」と決算認定に反対を表明しました。

奈良県市町村財政は全国ワースト1

市町村振興費10億7788万円が不用額に。もっと有効活用すべきと求めました。奈良モデル事業は住民不在で地域の自主性や主体性を奪い市町村の活力を弱めることになっていないか、検討が必要です。

子どもの医療費、福祉医療費窓口無料化と国保の子どもの均等割り廃止を

今井：子どもの医療費は、昨年8月から未就学児については月・外来500円/入院10000円の負担でできるようになったが、学校に上がればいったん窓口で全額支払うことになる。中学卒業まで無料化できないか。また国保の減免制度として子どもの保険料均等割りを廃止すべき。

答弁：中学まで無償化するには7億円が必要。一人親医療、障がい者医療はそれぞれ1億円かかる。県としては考えていない。国保の子どもの保険料均等割り廃止は、全国知事会を通じて国に要望をしている。

保育所、学童保育待機児ゼロ

今井：29年までには0(ゼロ)にするといっていたが、いまだにできていない。保育所、学童保育の待機児童ゼロ実現を。

実現しました

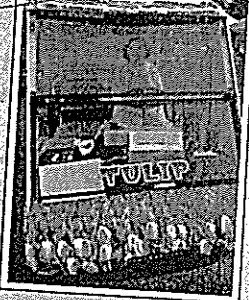
高見丘陵公園

移動カート

たくさんの方が利用しやすいように「移動カート」を提案していただいたものが、実現しました。

土日およびイベント開催時に運行されます。「チューリップ号」「ダリア号」の2台。カート内に案内も流れます。

* (右写真) 試乗しました *



通学バスの過密化解消対策・特別支援学校のバス増車—10月以降も継続を実現しました

特別支援学校の通学バスの過密化解消を目的に、国の予算を使って6校に7台のバスが増車されていましたが、9月末で打ち切られることが問題になっていました。

日本共産党県議団は支援学校に聞き取りを行うとともに、国会議員団とも連携し支援の継続を求めました。その結果、10月以降も継続されることになりました。引き続き奮闘します。

答弁：0、1、2歳児のところ待機児童が多い。保育士の待遇改善を図り、進めたい。

コロナ対策

今井：様々な対策が12月で終了する。これまで耐えてきたがこの先が見えないなど暮らしが大変。12月以降も制度の存続をするべき。

副知事答弁：状況を見て必要があれば国に要望していきたい。

新型コロナウイルス感染拡大の傾向の中で、希望者にPCR検査が受けられる体制づくりを要望

日本共産党奈良県議団が第7次コロナ感染拡大防止対策で要望

県内で、新型コロナウイルス感染拡大の傾向が現れています。こうした中、日本共産党奈良県議団は11月10日、奈良県に、第7次の感染拡大防止対策を求める要望をおこないました。

【写真】

要望書では、○早急に県対策本部会議を開いて、情報共有をおこなうこと、○先の補正予算で決めた、医療機関従業者と高齢者福祉施設従業者全員へのPCR検査(複数回)実施を早急におこなうことなどを求めました。



ウンカ被害農家へ支援を

今井：ウンカの被害でコメの収穫が減って米作りをやめるところが出てくる。こうしたところを応援すべき。

答弁：共済会に入っていれば保証がある。県としては考えていない。

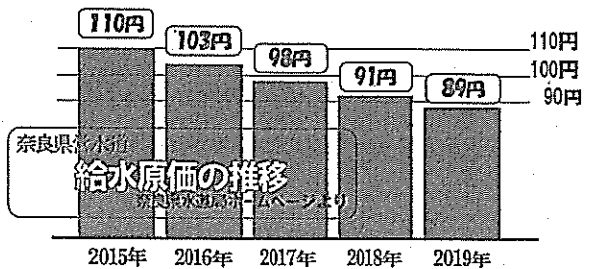
日本共産党県議団が県に要望 被害農家救済と予防対策を万全に

害虫であるウンカによる被害が、県下全域で広がっています。

10月13日、日本共産党奈良県議団は被害農家への支援を求めて担当部局に申し入れをおこないました。①被害の実態を調査し、把握する、②資金をはじめとする総合的な支援をおこなう、③予防対策に万全を期すよう求めました。

水道料金は引き下げを 10円下げても17億円の黒字

今井 令和元年度水道決算は25億4800万円の黒字でした。水道の原価は平成27年から20円下がっています。【下：グラフ参照】



28の市町村がコロナ対策で企業や家計を支援するため水道料金・基本料金の免除を実施しています。6市町で県営水道料金の引き下げを求める意見書が上がっています。

現在の使用量で、県営水道の市町村への供給料金を仮に10円引き下げても8億4千万円で可能。県水道会計は17億円の黒字になる。引き下げるべき。

答弁：今後人口減少、水需要の減少施設の老朽化、県営水道一体化で新たな施設が必要。県の予測では130円のところが132.6円、90円が98円になる。本来は値上げが必要になるが県営水道一体化までは現状のまま据え置きで行きたい。

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 今井 光子					
年月日	2021年2月10日他				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより2021年1、2月号 (30600枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (27600枚) とポスティング、街頭配布等 (3000枚)				
発行目的	11月定例奈良県議会での一般質問、委員会質問などの報告、県政上の問題、課題を広報する				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・11月定例県議会と6月定例県議会本会議でおこなった一般質問の内容を説明し、課題ごとの施策の方向性を提案。意見を聴取する。 ・コロナ禍のもと、各種市民団体の対県申し入れに同席し、また、日頃の生活相談活動の中で聴取した県民の願い、要求を県対策本部に伝えた。 ・河合町の財政問題で河合町の地方議員、保育関係団体個人の団体による県要望に同席し、助言したことを知らせた。県議団がおこなった第8次のコロナ対策要望の中身を知らせ、意見を聴取。 ・寄せられた意見などを議会質問等に反映する。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	166100円	30600枚分	93
	新聞折込代	奈良産経企画	85008円	27600枚分	91
	※100%充当 合計 251108円				
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」今井光子議員の県議会だより2021年1、2月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



北葛だより

みっちゃんの宅配便

今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県会議員団
奈良市登大路町30奈良県議会内 電話0742(27)5291
今井 光子 広陵町真見北3-4-25 Tel&Fax0745(55)8725

メールアドレス:mi_tuko38@amber.plala.or.jp

一色に塗りつぶされない多彩な世に変えましょう!

校則を見直し子どもの権利条約を生かした奈良県の教育を

今井 「子どもの権利条約」は子どもが幸せに生きるための国際条約。子どもの意見表明権を保障して、その意見を尊重することを求めています。奈良県では県立高校に「生徒心得」があり、頭でっぺんから服装、言葉、態度、靴下、靴までと足の先まで決められています。髪の色や、くせ毛などは「地毛証明」を求めるなどが、まだ10校で行われている。校則は子どもの意見を尊重して決めるべきと考えるかどうか。

吉田教育長 校則は健全な学校生活を営む一定の決まり。適用に当たっては内容や必要性について児童生徒、保護者の間で共通理解が重要。地域や状況や社会環境の変化で積極的に見直す必要がある。

県立高校で「ツーブロックの髪型」も容認の提案があり職員会議で検討している学校もある。女子の靴下白に限定の校則を生徒参加で撤廃した中学もある。これらは生徒の意見が反映される以上に生徒会を中心に生徒参加で校則を見直した例としてその教育的意義は体験大きい。

奈良県新環境総合計画に二酸化炭素ゼロが明記されることになりました

今井 国連のエスピノサ事務局長は「新型コロナウイルスは人類が直面する緊急の脅威だが、最も大きな脅威は気候変動であることを忘れてはならない」と述べている。2050年は今年生まれた子どもが30歳になる。その時、今の地球を手渡せるでしょうか。

気候変動の影響を抑えるためにも奈良県の新たな環境計画に二酸化炭素実質0（ゼロ）宣言を示すべきではないか。

榎田水環境・森林・景観環境部長 奈良県の温室効果ガス排出量の目標は2030年までに、2013年比で国の26%を上回る30.9%の削減としている。2017年実績では16.3%削減できている。

今年度中に改訂する「環境総合計画」で、2050年までに温室効果ガスゼロを目指すなど数値目標や個別事業をまとめている。「森林環境管理制度」で現在8万8000畝ある放置林業解消に向けて事業を推進したい。

今井 大変喜ばしい事。具体的課題で進めていってほしい。

核兵器禁止条約が1月22日発効！核兵器禁止条約の発効を機会に奈良県も平和に貢献を

今井 コロナ感染が拡大する中、軍事費は何の役にも立っていない。世界の軍事費は過去最高の204兆円、その28%を世界の貧困人口7億3600万人に1日毎日2ドル支給すれば貧困から脱出できる。コロナ拡大を抑えるのに必要な対策。

アメリカの核兵器の予算は3兆8000億円で、集中治療室のベッド30万床、人工呼吸器35000台、看護師15万人と医師75000人の給与が賄える。

管政権でも敵基地攻撃能力の増やと軍事費を1兆1000億円を増やしているがICUのベッド1万5000床、人工呼吸器2万台、看護師7万人、医師1万人の給与に相当する。

韓国、インドネシア、タイ、フィリピンなど軍事費を削減して医療に回している。

核兵器禁止条約が1月22日から発効になる。唯一の被爆国日本が条約の批准をしていません。国際観光平和県宣言の奈良県知事として国に条約に調印することを求めています。

県下の全自治体が非核平和宣言自治体になっていて、協議会には奈良市、生駒市、大和高田市、広陵町が参加しているが、県としても核兵器禁止条約の発効を機会に非核宣言自治体協議会に参加して県内の自治体へ加入を呼びかけることは核兵器廃絶の大きな力になると思うかどうか。

知事 核兵器廃絶は人類共通の願い。しかし国際社会の在り方にかかわるもの。外交と防衛は国家の専権事項で、知事が責任ある立場で申し上げることではない。奈良県は東アジア地方政府会合で平和で安定した東アジアの発展に貢献している。

今井 東アジア地方政府会合7か国のうち4か国は核兵器禁止条約を批准している。まだのところは中国、韓国、日本だけ。奈良県が非核自治体宣言協議会に参加して、未加入の地方政府に呼び掛ければ大きな力になると思うかどうか。

知事 東アジア地方政府会合は社会保障とか観光、地域振興などを議論。政治的な利用はしない。

今井 政治利用とかではない。核兵器禁止条約の発効は「核兵器の終わりの始まり」。今後、新たな展開が進んだ時に奈良県が「平和」で大事な役割を果たしてほしい。



11月定例奈良県議会 一般質問

おたけ

年末フワフワとモロ初めに参加しました。おたけって、でも大勢でやるのって、JRR奈良駅前でもおたけシカドの光に、てらされて1輪の花をもちて、ただそれだけで、性的な振動を愛した人々を支援者が、これまで沈黙を破って行動を起こした。この区画期的です。通り過ぎた人がメッセージカードの写真を写したり、娘さんが以前被爆地を訪れたというお父さんが、娘がらせきに来るす。

人がいないようにとそばで見守ってくれたり。全国一音に行っているこの行動は社会に大きな波紋を投げかけました。今まで言えなかったことが言えるようになった。一人一人の勇気が社会を動かす原動力。朝ドラ「おちよん」では、娘を口説くのに飛ぶ鳥は自分の姿が描かれていた。誰かが自分らしく生きられる社会になるように多くの人が手を動かす。

11月定例奈良県議会 一般質問



11月定例県議会で一般質問に立ちました (前年から続き)

県への市町村納付金アップ、滞納者への徴収強化など 国民健康保険の見直しは中止を

今井 11月19日、奈良県国保運営協議会で国保運営方針の中間見直しが全会一致で異議なく可決されました。奈良県は全国に先駆けて国保の県単位化を進めてきましたが、全国でも国保料金の統一化を目指すのは7県だけ。

見直しは、(1)市町村独自の減免は禁止。(2)県への納付金をこれまで収納率で決めていたものを市=99%、町村=97%で一律に。国保徴収マニュアルで「財産調査、差し押さえ、タイヤブロックなど積極的」とする収納対策強化マニュアルを策定。分納は1年以内。長期は禁止。短期保険証は原則1か月のみ。(3)保険料一部負担金減免は基準を統一して市町村独自案を認めないというものです。

どれをとっても「社会保障」とかけ離れたものです。国保の対象者は具合が悪くてもお金がなくて受診できない人、ひとりで病院に行けない人、他の保険に入れないすべての人が対象です。

厚生労働省は「都道府県化」後も「一般会計の繰り入れは自治体の判断でできる。」「生活困窮者の自治体独自の軽減は問題ない」と答弁し

国保・保険証が届いていない世帯・人員数

国保世帯数	185444世帯
滞納世帯数(2020.10末現在)	19938世帯(10.75%)
県民生活実況(2020.6.1現在)697789世帯	(3.32%)
滞り届き世帯	7636世帯(4.12%)
留め	1913世帯
原因	353世帯
その他	22世帯
合計	2288世帯(1.23%)
滞り届き人員数	203世帯(0.11%)

市町村国民健康保険収納対策マニュアル

- 催告 差し押さえる等の手段の活用
- 財産調査 滞り届き世帯の資産の把握
- 差し押さえ 滞り届き世帯の資産(タイヤブロック)などの担保の活用
- 納付相談(分納・滞り届きの相談) 滞り届き世帯は滞り届き1年以内(滞り届き1年以上滞り届き2年以内)
- 延滞証・取組滞り届きの交付 滞り届き世帯は滞り届き1か月(滞り届き1年以上滞り届き2年以内)
- その他 滞り届き世帯の滞り届き原因の把握

国保の正規の保険証が手元にないという人は約1万世帯も(今井議員が作成した資料パネル)

ており、地方自治の原則を完全に否定することはできません。減免基準は一律に決めるものではなく、子どもの保険料の均等割り減免など国として実施、市町村独自に判断できるようにするべきと考えるがどうか。

石井医療介護保険局長 平成30年から県単位化され本県では同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでも保険料水準は同じとなる統一保険料をめざし、国保財政安定化、県民負担の公平の取り組みを県と市町村の合意に基づき着実に進めている。

これらの見直しは県と市町村で議論を重ね、合意形成が得られている。運営方針の見直しに当たっても奈良県国保運営協議会にもはかり、全委員の賛同を得ている。

今井 厚生労働省を通じてコロナ禍の中、被保険者が窓口を訪れることは感染防止で避けるべきとされ、6か月の短期証を1か月にすることは

県議員25年で表彰

県議会初日に全国議長会から25周年在籍の賞状を受けました【写真真】。日本共産党議員としても女性議員としても初めてでした。

改めてこれまで支えていただいたたくさんの方々に感謝です。

困ったことがあった時、今井さんに相談しようと思っただけのような存在であり続けたいと思います。

今後ともご支援よろしくお願いたします。



逆行している。コロナの傷病手当も作られたが実施率が少ない。徹底してほしい。

介護保険8期計画では 保険料利用料減免制度の充実を

今井 介護保険が始まって20年。介護を社会で支えるということが始まったが、いまだに家族介護で10万人が離職、介護難民、ヤングケアラーなど介護は不安要因になっている。保険料は1期目2859円、今は5670円と2倍。厚生労働省は2025年には8100円まで上がるの見込み。認定者は17.7%、5人に一人も使っていない。サービスは後退し負担は1割から所得で2割3割に。これでは国家的詐欺だ。

不服審査は20年で1416件。うち保険料に関するものは1245件、1245件が棄却と却下。意見も聞いてもらえない制度になっている。保険料は年金天引きで収納率100%、年金が1万5千円以下の人には収納率91.4%で、滞納額は3億9000万円にのぼる。払えない人が介護が必要な時はペナルティで10割負担。8期計画では減免制度を充実するべきではないか。

石井医療介護保険局長 県としては次世代の負担を増やしかねない負担軽減を国に要望するのではなく制度の持続的安定的な運営を確保するため保険者である市町村と連携し負担とサービスの効率的な制度運営に努めていく。

紙おむつ等の介護用品支給事業は 今後も存続することになりました

今井 紙おむつの支給事業が今年度で打ち切られると聞いたが、市町村では必要性を認めているものや県の補助がなければ市町村単独実施はむづかしいと聞いている。住民税非課税が対象になっていますが紙おむつは月に4~5千円かかる。近くのお店がないうえ、かさばるためひとりでは持ち帰れないなど老々介護のご家庭では直接届く紙おむつの支援制度は大変かかると喜ばれている。今後も存続してほしいがどうか。

石井医療介護保険局長 令和2年までとされていたところ、令和5年まで経過措置を延長する旨通知があり、11月17日付で各市町村に通知した。

願いのあるところ どこへでも

今井光子のフォトレポート



馬場千恵子、坂本博道両河合可議とともに、困難を抱える河合町財政問題で、県に実情を訴えました。



コロナ感染拡大が広がるなか、日本共産党奈良県議会議員団は、医療機関や社会福祉施設従事者をはじめ、保育園や学校の職員、さらには大阪への通勤通学者で希望者全員に公費でのPCR検査を実施するなど10項目のコロナ感染拡大防止のための要望書(第8次)を提出しました。



保育園の保育士さんや保護者会をつくる奈良県保育運動連絡協議会の皆さんの予算要望に同席しました。コロナ禍のもと、子どもに接してきちんとした保育をおこなうため、対策をしっかりとるための支援を求め、希望する保育士にはPCR検査を定期的に行うことなどを要望しました。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 今井 光子

年月日	2021年2月10日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2021年1月 (NO. 113) (129700 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400 枚)				
発行目的	11月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月定例奈良県議会における本会議質問、委員会質問など論戦と要望・陳情活動を紹介し、意見を求める。 ・ 予算要望、コロナ対策第8次要望書提出で、県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療機関と中小企業の営業を守る対策の推進し、不要不急の大型事業を見直して財政をつくりだすよう提案した。 ・ 政府公表の資料で奈良県の医療従事者への「慰労金」支給が全国最下位のペースで交付されていることを示し、医療従事者、社会福祉施設従事者への慰労金交付を急ぐよう提案。 ・ 国民健康保険の運営方針見直しで保険料引き上げと収納対策強化策がとられたことを知らせ、読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321 円	117300 枚分×1/4	92
	印刷代	関西共同印刷所	69300 円	129700 枚分×1/4	98
	合計 159621 円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2021年1月号 (No.113)				

注 発行した広報紙を添付してください。

新型コロナウイルス感染症拡大を止め、県民の安心確保

今こそ不要不急の事業を見直し、県民の命と健康を守る県予算に！

調査・医療・補償などコロナ対策に全力を



核兵器禁止条約11月22日発効！

核兵器禁止の流れ日本でも 今非光子議員が一般質問

今非光子議員は一般質問で、2020年10月に批准国が50カ国に

「新型コロナウイルス対策を優先するべき」と主張しました。荒井知事は、同構想の議論が新型コロナウイルス対応に活かされているとの認識を示し、コロナ対策を最優先にしなから議論をすすめていくと答弁しました。太田県議はせめてコロナ禍の下で病院に負担のかかる地域医療構想の議論は延期するよう求めました。太田議員はこの他、ウチカによる職業被害について質問し、荒井知事は被害の実態を把握し対策に役立てると答弁しました。



代表質問 太田 敦議員

五條市に建設が進められている2000以上の滑走路を備えた大規模広域防災拠点について、太田議員は「2000以上の滑走路に600億円もの税金を投入することは県民の負担を得られない」「直轄トランプ大災害へ備えるというなら初動体制の強化や地域の身近な消防防災体制の強化こそが必須」と主張し、整備計画の見直しを求めました。荒井知事は、「駐屯地誘致より防災設備を優先せよ」という共産党の提案には賛成としながらも、2000以上の滑走路整備について一瞬の和歌山県や三重県の

県政を 2000以上の滑走路建設は本腰を。広域防災拠点施設の整備を最優先に！

新型コロナウイルス感染症拡大は深刻な状況です。専門家の意見に耳を貸さず「GO TO キャンペーン」に固執し感染を広げた政府の責任は重大です。また、国民には制限を求めながら政府トップや自民党国会議員らが会合や会費を取っていることも問題です。いま求められているのは公費による社会向なPCR検査場の拡充、中小業者への十分な補償、奮闘する医療機関への根本的な支援などです。昨年、政府はコロナ感染拡大が進行するなかで、連日高潮を繰り返す医療機関や社会福祉施設の従業者に労務費を支給すると決め、公表したのに、これらの支援を奈良県が関係者に昨年中に交付できなかったのはほんのわずか。交付率は全国ワーストでした。また、奈良県が医療施設、老人保健施設従業者約10万人への公費でのPCR検査をおこなうとして補正予算を組んだものも、昨年度中にはまったく実行されず、今年にならなごやと一部の市で開始されただけです。県民の命と健康を守る政治の責任が問われています。今こそ、不要不急の事業を見直し、検査医療、補償などのコロナ対策に県の予算を振り向けることこそ、求められているのではないのでしょうか。

コロナ危機乗り越え、新しい政治を

日本共産党 奈良県議会だより NO.113

2021年 11月

編集長 山崎 光子
編集委員 山崎 光子、今井 てるよし、小塚 大田、小塚 大田

日本共産党奈良県委員会
編集長 山崎 光子
編集委員 山崎 光子、今井 てるよし、小塚 大田、小塚 大田

〒680-8601 奈良市金沢町3丁目3番地
Tel:0743(27)95291 Fax:0743(27)1492
Eメール: narakenr-icp@crest.ocn.ne.jp

子どもの権利条約を踏まえた学境運営を。また、今非議員はコロナ禍で子どもたちの権利が制限されていることを念頭に「子どもの権利条約は子どもの意見表明権を尊重するよう求めている」と紹介。県立高校の多くが「生徒心得」として頭髪や服装に厳しい制限を設けていることを紹介し「子どもの意見表明権を踏まえ、校則の内容は子どもと教員長の考えを問いました。吉田教育長は、生徒会からの提案や投票で頭髪や服装の制限をなくしている学校の事例を紹介し、校則について「児童生徒の気持ちや社会環境の変化を踏まえ、積極的に見直す必要がある」と答えました。

一般質問 今井 光子議員

は「はい」「県が取り組んでいる東アジア地方府協会」は平和で安定した東アジアの発展に貢献している」と答弁しました。

は唯一の戦争被爆国である日本が参加していないことだ」と指摘。政府に批准を求めるべきと知事の考えを問いました。荒井知事は「核兵器廃絶は平和を願う人類共通の願い」としつつも「外交と防衛は国の専断事項であり、県知事が申し上げる立場で

国民健康保険・運営方針見直し 県による硬直的な「収納対策」で 県民に大きな負担

2020年11月19日に奈良県国民健康保険運営協議会が開かれ、2021年4月からの運営方針が決定されました。

その主な内容は、
①保険料の計算に使用する収納率をこれまでの納付率による算定から「一律化」（市町村別約90）に変更。これに備え市町村は保険料を上げる必要となる。

②「財源調査 差し引き」タイプロップなどを積極的にとする収納対策強化マニュアルを作成。長期間の少額分期を禁止し原則1年以内の分期へ。償還期限1か月。

③保険料・一部負担金の減免は基準を統一し、市町村独自を認めない、というものです。

奈良県は、現在市町村ごとに定めている保険料を2024年度に統一化するとしていますが、今回の運営方針決定はこのことを前提にしていたのです。

市町村によって住民の平均所得や医療提供体制に違いがあり、健康づ

くり対策も様々です。困窮収入会は非正規雇用や年金生活者が多く、保険料を払いたくても払えない業者が

「コロナ禍のもと奮闘する 職員の頑張りに応えるべき」 一般職員一時金引き下げに反対し小林照代議員が討論

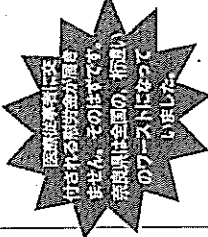
人事院の一時金削減通告を受け、奈良県人事委員会は職員の期末手当の引き下げを求める通告を行いました。これをめぐって11月議会で一般職員の期末手当を引き下げる案が修正が提案されました。

今回の改正による、一般職員一人当たりの平均削減額は0・11月の分の3万8000円、金額削減率が0・05%で、改正しない県も半減額の中で0・1月の引き下げは東京都と奈良のみ。奈良県は突出している。これにより期末手当は近畿2府4県で最低額となりました。

あります。このことを考慮して市町村ごとに独自の施策が具体化されてきました。
一律に市町村の取り組みを押しつけるのではなく「収納率」のみを追求することはできません。
みなさんと共に声をあげ、改善への努力をお願いします。

低下を招く。新型コロナウイルス感染症が広がる中、県民の命と健康を守るための懸命に働いている職員に給与を減らすことは、労働者の賃金を引き下げることにつながる。コロナ危機の中で懸命に奮闘している職員の頑張りに応えるべき」と案に反対しました。

「奈良県経済を二国争ちなまさせることになる。コロナ危機の中で懸命に奮闘している職員の頑張りに応えるべき」と案に反対しました。



社会的PCR検査の抜本的拡充と医療福祉、中小業者への十分な補償を

奈良県知野に対して2021年度予算編成に関する要望書を出しました。皆さんから寄せられた288項目を要望しました。〔左写真〕知野と懇談し、コロナの感染拡大が広がる中で、緊急知事、必要性のない事業を見直し、新型コロナウイルス対策にまつことや補正予算などで予算化されている取り組みを速やかにごほうごうことなどを求めました。



新型コロナウイルス対策 緊急包括的支援対策(医師会) 奈良県医師会が提出する補正予算案

2020年12月15日時点、県生業協定

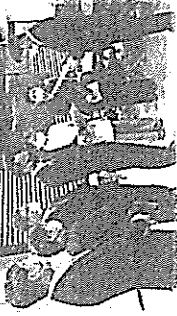
件数(件)	金額(万円)
北海道	5346
青森県	2718213
岩手県	1149
宮城県	2724660
秋田県	1179
山形県	336531
福島県	2519
茨城県	515650
栃木県	1461
群馬県	307015
埼玉県	1127
千葉県	295253
東京都	1127
神奈川県	669502
新潟県	2687
富山県	636372
石川県	2486
福井県	2385
岐阜県	606672
静岡県	5882
愛知県	1627601
岐阜県	5464
愛知県	1330914
三重県	19184
滋賀県	4178972
京都府	10210
大阪府	2286010
兵庫県	2317
奈良県	639701
和歌山県	1187
徳島県	390550
香川県	1112
愛媛県	288710
高知県	912
福岡県	215000
佐賀県	1135
熊本県	279774
大分県	1923
宮崎県	398910
鹿児島県	2222
沖縄県	548311
計	3983
計	698375
計	1455883
計	2227
計	15513
計	1492
計	372883
計	3513
計	942283
計	14864
計	2506731
計	6543
計	1715187
計	1409
計	64545
計	390412
計	1362
計	169010
計	690
計	290670
計	778
計	759836
計	2553
計	688447
計	4358
計	450249
計	1829
計	176670
計	1572
計	264948
計	1309
計	474227
計	2159
計	340455
計	1047
計	1823960
計	8611
計	281863
計	2984
計	517055
計	2776
計	650482
計	2249
計	458790
計	1822
計	394085
計	1889
計	465509
計	1605
計	326512
計	157487
計	36419331

奈良県知事 飛田正吾 様

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の申し入れ (第8次)

2021年1月14日
谷川和広 谷川和広
奈良県議員1区 奈良県議員 飛田正吾 様
奈良県議員2区 奈良県議員 飛田正吾 様
奈良県医師会 奈良県医師会
奈良県医師会 奈良県医師会
奈良県医師会 奈良県医師会

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に昼夜を分かたずご尽力いただいていることに感謝と敬意を表します。
政府は昨日、首都圏に続き関西3府県を含む11都府県に「緊急事態宣言」を拡大しました。奈良県は、大阪府・兵庫県・京都府と隣接しており、通勤・通学をはじめ日常的な往来は避けられませんが、「緊急事態」と同等の強力な感染防止対策が求められます。
県民の不安をとり除き、医療の崩壊を防ぐために、以下の点について早急な対応をお願いします。



- 1、大阪・兵庫・京都などへの通勤や往来を避けられない方など、希薄する県民がPCR検査を受けられるよう対策を拡大し、検査体制を強化すること。
- 2、関西府県へ、大阪・兵庫・京都などに通勤している労働者のテレワークを推進すること。
- 3、医療機関、介護施設、保育施設、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、入所者、出入り業者などへの定期的なPCR検査の拡充をおこなうこと。
- 4、感染防止のために、現場の職前線や退路や入浴施設などをやっている保健所の人員体制を抜本的に強化すること。
- 5、政府による医療・介護従事者への雇労金支給が大層に遅れており、奈良県の支給額は全国ワーストである(12月15日現在、医療分=古表参照)。早急に支給する手立てをとること。
- 6、コロナ対応病床の占有率が、国の指標で「ステーション4」にあたる50%を超え、現場の医療機関は疲弊し通常医療への影響が心配されている。こうした中で減額が繰り返される医療機関が倒産の危険にある。県民医療を守るために、政府に対し緊急に減額補填を求めたい。
- 7、奈良県が行っている「いまなら。キャンペーン」は中止すること。
- 8、観光や飲食、その関連業者など、自粛による影響を受ける事業者へ、事業規模や形態に見合った十分な支援を行いたい。
- 9、持病者への感染状況、受診や検査のできる医療機関の情報を、有効な感染防止策(マスクの正しい使用方法等)などをわかりやすく県民に知らせたい。
- 10、知事が先頭にたつて対策強化を推進すること。

以上

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
		会派・議員名	今井 光子		
年月日	2020年4月1日他				
表題	今井光子の奈良県議会報告「みっちゃんの宅配便」				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	議会質問や県政調査活動など県議会報告、今井光子県会議員の諸活動を報告し、意見、要望を求める				
按分率の説明	按分率 50% (理由: 部分的に日本共産党の政策、後援会員の紹介及び同リンクを含むため、政務活動と個人的活動とを区分して折半する)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議会開催毎の議会報告「みっちゃんの宅配便=今井光子の県議会報告」と「日本共産党奈良県議会だより」各号を詳報するとともに、県政資料を提供し、意見を求める ・今井光子議員がおこなう要望、陳情や議会質問、今井光子の県議会報告「みっちゃんの宅配便」を紹介し、意見、要望を求める ・時々の県政分析、県政資料の収集の成果を知らせ、意見を求める 等 				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	維持管理費	MYPC	34398 円	更新維持管理費 300000 円+HP 制作基本費 52200 円+サーバー管理費 30000 円+消費税 30576 円 412776 円×1/12 (20.4 月分)	/
	維持管理費	MYPC	445885 円	更新維持管理費 300000 円+HP 制作基本費 52200 円+サーバー管理費 30000 円+編集加工費 60000 円+消費税 44220 円 486420 円×11/12 (20.5 月~21.4 月分)	5
※ 50%充当 合計 480283 円×50%=240141 円					
備考	ホームページアドレス: http://mituko-imai.jp/_userdata/sumaho/ 添付資料: ホームページ制作業務委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務委託契約書

今井光子様（以下「甲」という。）と MYPC（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書、画像にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルイズ）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの契約手配。
4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール、口頭等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、口頭または文書等により行う。確認依頼通知を受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって価格変更をできるものとする。
3. 料金の支払条件は、銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信

手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第11条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリーン等は一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

第12条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第13条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第14条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第15条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第16条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第17条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第18条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第19条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第20条 協議および管轄裁判所について

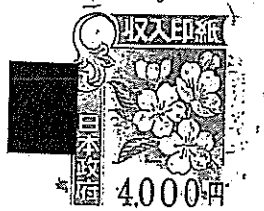
1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2018 年 3 月 14 日

甲 今井 光子

乙 奇松 英夫



発行日: 2019年5月1日

領収書

今井 光子 様

MyPC
 〒518-0404
 名張市すずらん台東4-54
 TEL/FAX 0595-74-0239
 担当: 赤松 英夫
 電話: 090-1727-7177



下記の金額を受領いたしました

¥412,776

サービス項目	数量	単価	金額	備考
ホームページ制作基本費			52,200	2019年5月1日から2020年4月30日
サーバ運営管理費			30,000	2019年5月1日から2020年4月30日
ページ更新、維持管理費			300,000	2019年5月1日から2020年4月30日
合計			382,200	
消費税			30,576	
総額				¥412,776

* 操作支援・トラブル対応・ページ構成改善・追加等は別途費用が必要になります。

ホームページ制作業務委託契約書

今井光子様（以下「甲」という。）とMYPC（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書、画像にて、乙に納人物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルライズ）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの契約手配。
4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール、口頭等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、口頭または文書等により行う。確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 制作料金

1. 甲は、納人物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって価格変更をできるものとする。
3. 料金の支払条件は、銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほか、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第11条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

第12条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第13条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第14条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第15条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第16条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第17条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第18条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第19条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第20条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。

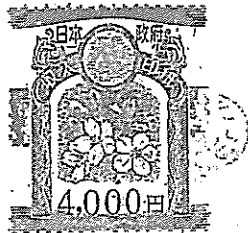
本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年5月 / 日

甲 今井光子



乙 赤松英夫 MyPC



2020年度雇用状況報告書 (その1)

会派・議員名 今井 光子

① 雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																													
③ 雇用期間	2020年4月1日～2021年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																													
⑥ 按分率の 考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月 (17日)</td> <td>56.0</td> <td>88.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>5月 (17日)</td> <td>61.0</td> <td>86.5</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>6月 (21日)</td> <td>82.5</td> <td>112.5</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>7月 (21日)</td> <td>76.0</td> <td>111.0</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>8月 (19日)</td> <td>62.0</td> <td>80.0</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>9月 (19日)</td> <td>72.0</td> <td>94.0</td> <td>22.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	4月 (17日)	56.0	88.0	32.0	5月 (17日)	61.0	86.5	25.5	6月 (21日)	82.5	112.5	30.0	7月 (21日)	76.0	111.0	35.0	8月 (19日)	62.0	80.0	18.0	9月 (19日)	72.0	94.0	22.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
4月 (17日)	56.0	88.0	32.0																											
5月 (17日)	61.0	86.5	25.5																											
6月 (21日)	82.5	112.5	30.0																											
7月 (21日)	76.0	111.0	35.0																											
8月 (19日)	62.0	80.0	18.0																											
9月 (19日)	72.0	94.0	22.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2020年度雇用状況報告書 (その2)

会派・議員名 今井 光子

① 用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																													
③ 雇用期間	2020年4月1日～2021年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																													
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月 (18日)</td> <td>69.0時間</td> <td>94.5時間</td> <td>25.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月 (18日)</td> <td>64.5</td> <td>93.0</td> <td>28.5</td> </tr> <tr> <td>12月 (18日)</td> <td>67.0</td> <td>90.0</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>1月 (18日)</td> <td>60.5</td> <td>108.0</td> <td>45.5</td> </tr> <tr> <td>2月 (17日)</td> <td>69.0</td> <td>91.5</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>3月 (21日)</td> <td>81.5</td> <td>118.5</td> <td>37.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	10月 (18日)	69.0時間	94.5時間	25.5時間	11月 (18日)	64.5	93.0	28.5	12月 (18日)	67.0	90.0	23.0	1月 (18日)	60.5	108.0	45.5	2月 (17日)	69.0	91.5	22.5	3月 (21日)	81.5	118.5	37.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
10月 (18日)	69.0時間	94.5時間	25.5時間																											
11月 (18日)	64.5	93.0	28.5																											
12月 (18日)	67.0	90.0	23.0																											
1月 (18日)	60.5	108.0	45.5																											
2月 (17日)	69.0	91.5	22.5																											
3月 (21日)	81.5	118.5	37.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者）

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名

住所

（出向期間）

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2020（令和2）年4月1日から2021（令和3）年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地）

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県会議員団

所在地 奈良市登大路町30奈良県庁内（議会棟 日本共産党議員控室）

（身分）

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

（勤務等）

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の附保等）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する

（出向期間中の費用）

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(福利厚生)

第十一条 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項
 - イ 出向者の履歴に関する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項
 - イ 出向者の乙における業務内容
 - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ハ 出向者の勤務状況
 - ニ その他甲から求められた事項

(疑義の解決)

第十四条 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

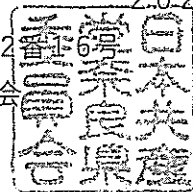
(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

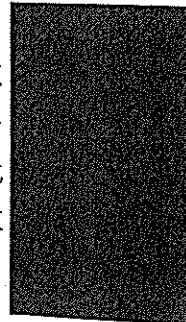
この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2020 (令和2) 年4月1日

所在地 奈良市四条大路2丁目2番6号
 甲 事業所名 日本共産党奈良県委員会
 代表者 委員長 細野 歩



所在地 奈良市登大路町30番地奈良県議会内
 乙 事業所名 日本共産党奈良県会議員団
 県議会議員 山村 幸穂
 県議会議員 今井 光子
 県議会議員 小林 照代
 県議会議員 太田 敦



政務活動補助業務賃金台帳(2020年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	月												合計	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
労働日数					17	17	17	19	19	18	18	18	18	17	21			
労働時間数					56.0	61.0	82.5	76.0	62.0	72.0	69.0	64.5	67.0	60.5	81.5			
時間外労働					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
休日労働					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
深夜労働					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
基本給					100,800	109,800	148,500	136,800	111,600	129,600	124,200	116,100	120,600	108,900	124,200	146,700		
時間外手当					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
通勤手当(課税)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
通勤手当(非課税)					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
課税合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
非課税合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
給支給額					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健康保険料					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
介護保険料					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
厚生年金保険料					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
雇用保険保険料					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
社会保険料合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
課税対象額					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
所得税					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
市町村民税					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
控除額合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
差引支給額					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
領収印																		

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

政務活動費 葉書・レターパック、切手受払簿(2020年度)

議員名: 今井 光子

日付	会計帳簿番号	葉書・レターパック		切手		送付内容	送付先		
		単価	枚数	購入金額	単価			枚数	購入金額
10月14日					70	2	140	資料送付(1通)	教育関係者
1月27日					70	3	210	資料送付(1通)	樞原市民(資料請求者)
2020年度計		0	0	0	140	5	350		

注 1 年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出するものとする。
 2 切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することとする。
 3 送付内容、送付先を必ず記載すること。